

香川県みどりの基本計画 (案)

香 川 県

目 次

第1章 計画に関する基本的事項

1	計画策定の背景・趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象範囲	3

第2章 県土の特徴とみどりの課題

1	県土の特徴	6
(1)	地形	6
(2)	気候	6
(3)	社会的状況	7
2	みどりの現状・特徴	9
(1)	森林のみどり	9
(2)	すぐれた自然のみどり	12
(3)	農地のみどり	12
(4)	まちのみどり	12
3	みどりの課題	13
(1)	みどりの変遷	13
(2)	社会の変化を踏まえたみどりのあり方	14

第3章 計画策定の基本的な考え方と施策展開の基本方向

1	計画策定の基本的な考え方	16
2	施策展開の基本方向	18
(1)	森林資源の活用と里山再生の推進	18
(2)	暮らしを支えるみどりの充実	18
(3)	県民総参加のみどりづくり	18
3	施策体系	20

第4章 施策の展開

- 1 森林資源の活用と里山再生の推進 22
 - (1) 森林の整備 22
 - (2) 県産木材の利用促進 25
 - (3) 里山再生の推進 27
 - (4) 森林・林業の担い手育成 29
- 2 暮らしを支えるみどりの充実 31
 - (1) 暮らしを守るみどりの保護・保全 31
 - (2) すぐれた自然の保護・保全 36
 - (3) 身近なみどりの整備・管理 40
- 3 県民総参加のみどりづくり 43
 - (1) 県民参加の森づくりの推進 43
 - (2) みどりを活かした地域づくりの推進 46

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 50
- 2 計画の指標 52
- 3 計画の周知 53

参考資料

- 1 用語解説 56
- 2 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例 64
- 3 香川県環境基本条例 71
- 4 平成26年度県政モニターアンケート調査結果の概要 77

第1章 計画に関する基本的事項

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

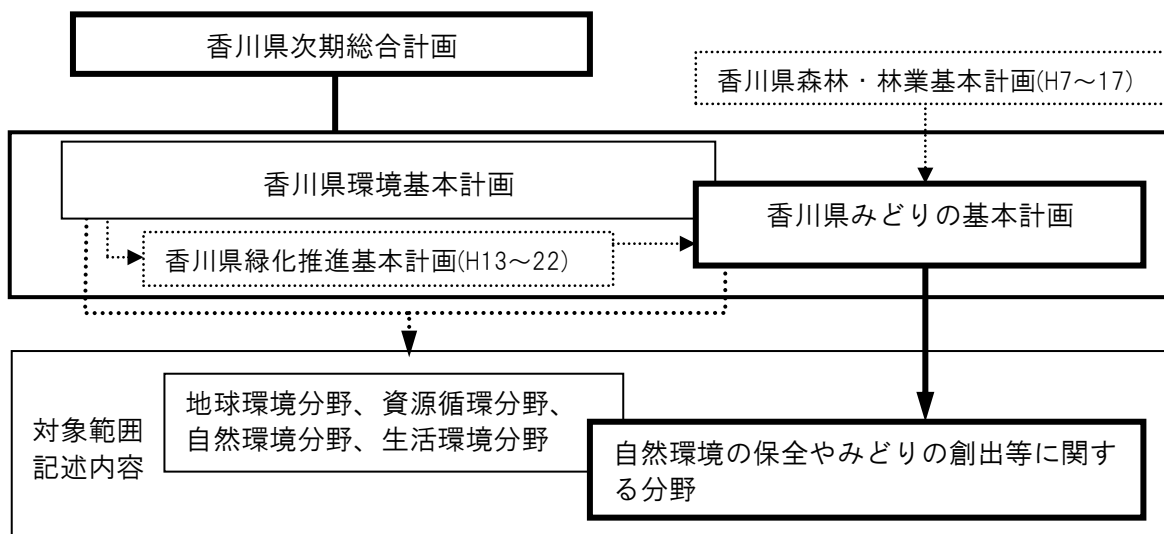
本県では、21世紀にふさわしい水と緑に恵まれた美しい郷土香川の創造を図るため、森林を含むみどりについての基本的な考え方を明らかにしたものとして、香川県緑化推進基本計画（第1次計画：平成13年度～22年度）および香川県森林・林業基本計画（第1次～2次計画：平成7年度～17年度）を策定し、これらに基づきみどりに関する諸施策を進めてきました。

その後、平成14年3月に、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な考え方を明らかにした「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年本県条例第2号）」を制定し、その中で、改めて緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画を策定することとなり、平成18年に香川県緑化推進基本計画と香川県森林・林業基本計画の統合・見直しを行い、香川県みどりの基本計画（平成18年度～22年度）を策定しました。

現行の香川県みどりの基本計画（第2次：平成23年度～27年度）では、元気な森林づくり、安心できるみどりづくりをめざして、各分野にわたる施策を進めているところですが、平成27年度に、この計画期間が終了することから、これまでの取組みの成果を引継ぎ、一層進めるとともに、現行計画策定以降のみどりを取り巻く環境の変化や社会経済の状況、県民意識・ニーズ、有識者をはじめとする県民の意見などを踏まえ、平成28年度からの新たな香川づくりの指針である「香川県次期総合計画」の基本方針に沿って、香川県みどりの基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に規定するもので、森林・林業を包含した緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、香川県環境基本条例に規定する自然環境の保全やみどりの創出等に関する分野における基本的な計画です。



3 計画の期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

4 計画の対象範囲

本計画が対象とするみどりは、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に規定する「樹木等の植物が生育する森林、農地、草地その他これらに類する土地が形成している環境」とします。

したがって、森林、農地、草地だけでなく、公園などを含む市街地や海辺・島しょ部など県土全域の植物が生育する環境を対象とします。

第2章 県土の特徴とみどりの課題

- 1 県土の特徴
- 2 みどりの現状・特徴
- 3 みどりの課題

第2章 県土の特徴とみどりの課題

1 県土の特徴

(1) 地形

【小さな県土と長い海岸線、多くの島々】

県土の面積は1,876.73平方キロメートルで、全国で一番小さく（国土の約0.5%）なっていますが、瀬戸内海に面しており、大小110余の島々が多島美を形成するなど、県土の海岸線延長は700キロメートルを超え、陸地面積1,000平方キロメートル当たりの海岸線延長は全国平均の4倍以上となっています。

（面積：H26.10 現在、海岸線延長：H26.3 現在）

【変化に富んだ地形】

讃岐平野が県土の半分程度を占め、広がりのある田園風景を形成しています。

平野部から海岸・島しょ部一帯には、讃岐富士（飯野山）などに代表される孤立丘（ビュート）や屋島に代表される溶岩台地（メサ）が分布し、県土の南部には讃岐山脈が連なり、変化に富んだ地形が形成されています。

【短い河川と多くのため池】

河川は、全体に川幅が狭く、延長も短く急流で通常伏流しており、水量も多くありません。このようなことから、満濃池をはじめとする大小14,600余りのため池がつくられ、古くから県民の生活と密接に結びつくとともに、生物にとって大切な水辺の生息・生育環境を提供しています。

（H26.3 現在）

(2) 気候

【温暖少雨と長い日照時間】

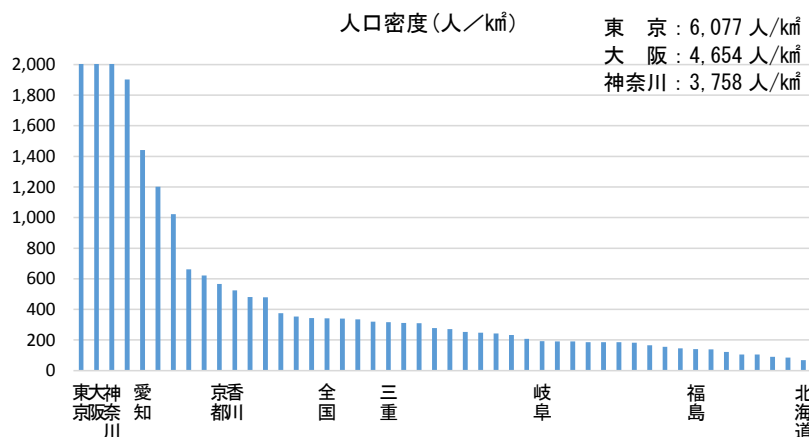
温暖で雨が少なく、日照時間の長い典型的な瀬戸内式気候に属しています。年平均気温は16℃前後であり、年平均降水量は約1,100ミリメートルで全国46番目です。また、年平均日照時間は約2,100時間で全国11番目です。

（都道府県庁所在地の1981年～2010年の平年値）

(3) 社会的状況

【高い人口密度】

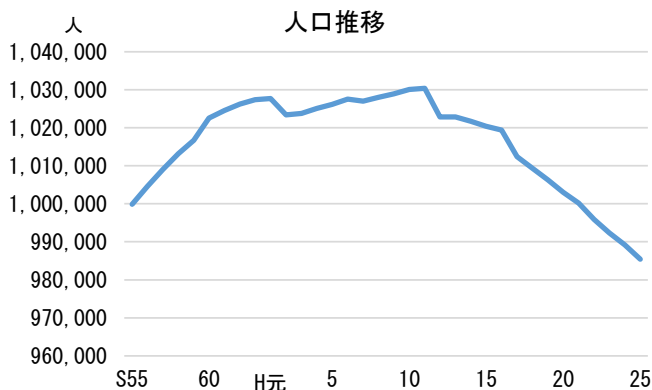
人口密度は525.2人/平方キロメートルで、全国で11番目と高くなっています。



資料：100の指標からみた香川（H25現在）

【人口推移】

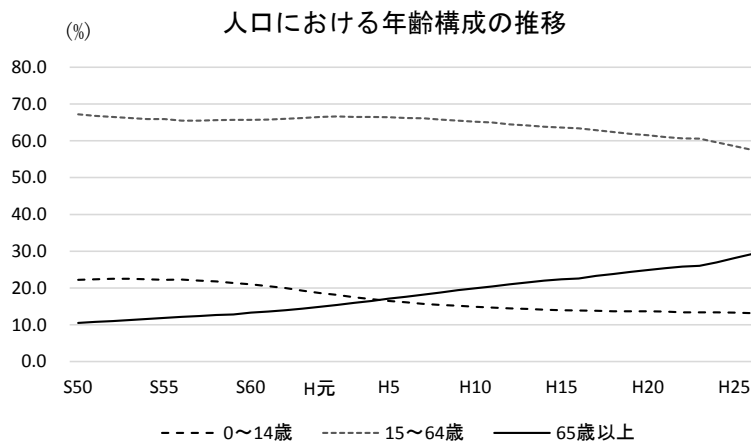
昭和20年以降、増加傾向にあった人口推移が平成11年を境に減少傾向を示しています。



資料：H27香川県統計年鑑

【人口における年齢構成の推移】

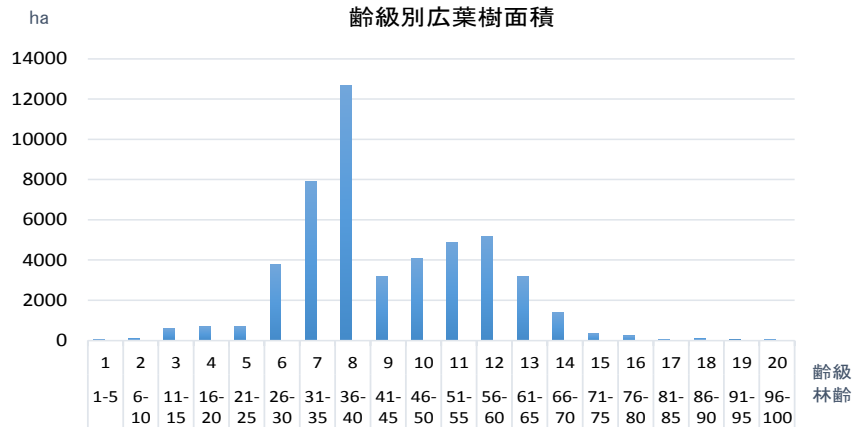
老年人口は、平成5年に年少人口を超え、それ以降も増加傾向を示しています。



資料：昭和50, 55, 60, 平成2, 7, 12, 17, 22年は国勢調査、その他の年は推計

【齢級別広葉樹面積】

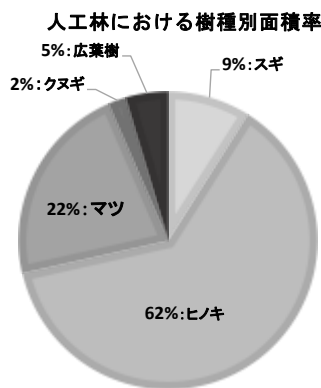
昭和 30 年代以降の燃料としての木材利用が減少したこと、昭和 50 年代前半の松くい虫被害のピーク後に天然更新したことにより二山のピークを持ち、高齢化（10 齢級 [51～55 年生] 以上）した林分が増加してきています。



資料：みどり整備課調べ (H27. 3. 31 現在)

【人工林における樹種別面積率】

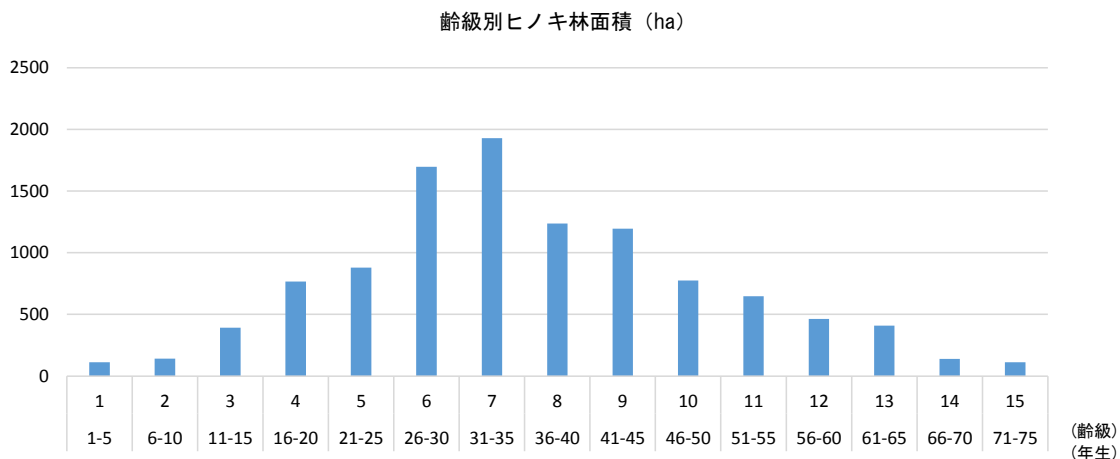
県内の人工林（民有林）約 1 万 8 千ヘクタールのうち、ヒノキは約 1 万 2 千ヘクタールで人工林全体の 62%を占めています。



資料：みどり整備課調べ (H27. 3. 31 現在)

【齢級別ヒノキ林面積】

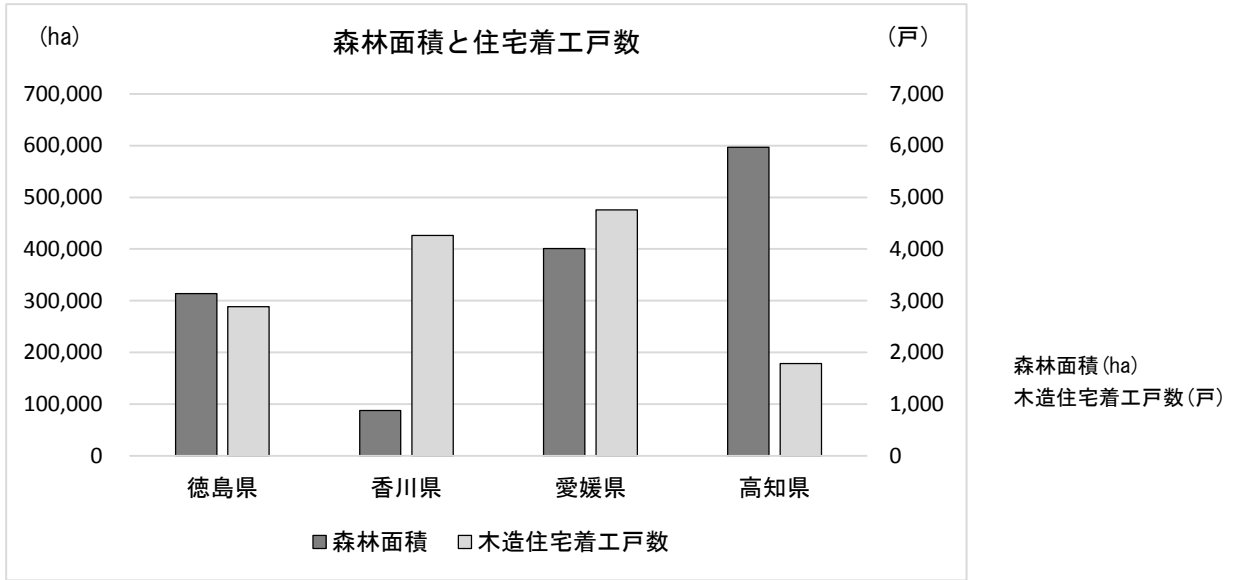
松くい虫被害の後に植栽されたヒノキは、木造住宅の柱材などに利用できる時期（7 齢級 [31～35 年生] 以上）を迎えています。



資料：みどり整備課調べ (H27. 3. 31 現在)

【森林面積と住宅着工戸数】

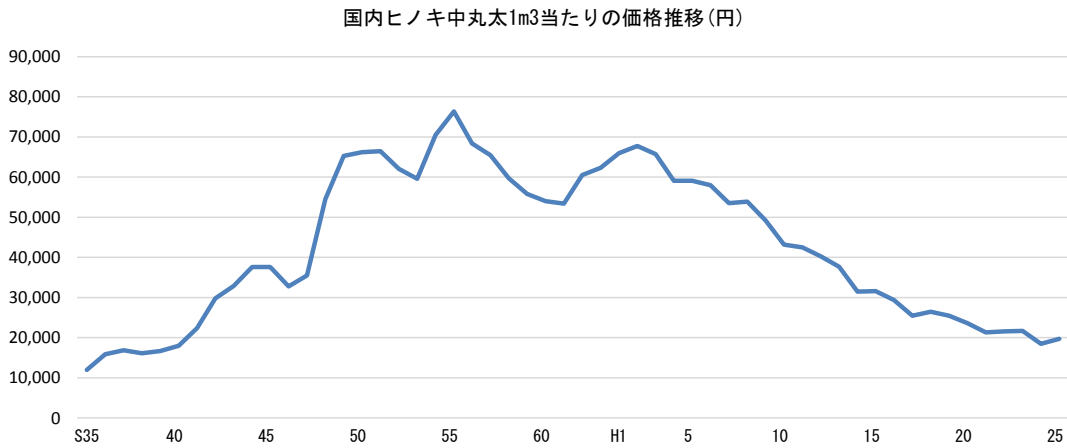
本県は、森林資源量（森林面積）に比べ、木造住宅の着工戸数は多くなっています。



資料：林野庁調べ(森林面積 H24)、国土交通省調べ(木造住宅着工戸数 H26)

【木材価格の推移】

国における丸太価格は、昭和 55 年 をピークに、長期的に下落傾向にあり、本県においても同様の傾向にあります。



資料：林野庁（木材需給報告書）

(2) すぐれた自然のみどり

本県では、古くから高度の土地利用がなされ、原生的な自然環境は少なくなっていますが、琴平山や藤尾山のシイ・カシ林、寒霞渓周辺のイワシデ林、大滝山のブナ林や大川山のイヌシデ林などの県土に点在する自然林は、本県の原生的な植生の姿を今に伝えています。

本県の郷土風景としては、屋島や五色台、飯野山をはじめとするメサ地形、ビュート地形のみどりと、南部に位置する讃岐山脈が大きな特徴を形成し、本県特有の田園風景をつくりだしています。また、島しょ部では緑に覆われたいくつもの島々と、静かな海面、白砂青松の浜、散在する漁港、段々畑など自然と人間の営みが一体となった独特の親しみ深い多島海景観を形成しています。

このようなすぐれた自然景観が展開する地域については、瀬戸内海沿岸の島しょ部や海岸部一帯を中心にした地域が、昭和9年3月16日に我が国初の国立公園である瀬戸内海国立公園として指定されています。また、讃岐山脈の大滝山から竜王山を経て滝の奥峠に至る地域と大川山周辺の地域を、平成4年9月14日に大滝大川県立自然公園として指定しています。

(3) 農地のみどり

平野部に広がる水田や畑地のみどりは、点在するため池とともに香川らしいのどかな田園景観を形成していますが、近年は、耕作放棄地の増加やイノシシなどの野生鳥獣による農作物への被害の増加などに伴い、減少傾向にあります。

(4) まちのみどり

みどりは蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、いわゆるヒートアイランド現象の緩和などにより、快適な環境形成に寄与するほか、フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により直接的な健康増進効果が得られるとも言われていることから、県民の心や体をリフレッシュできるレクリエーションや憩いの場として、都市公園などのみどりが整備されています。

本県の都市公園は、国、県、市町がそれぞれに整備・管理しているものがあり、これらを合わせた平成26年3月31日現在の整備状況は、362か所1,525ヘクタールとなっています。

3 みどりの課題

(1) みどりの変遷

【森林のみどり】

本県は、温暖少雨の気候に加え、古くから人口集積の進んだ地域であったために、森林は、人の暮らしと密接な関係を持ち、主に暮らしに欠かせない燃料供給源としての役割を果たしてきました。そのような時代は、都市化が進展する江戸時代から戦後しばらくの間まで 300 年近く続いたことから、県内のほとんどの山林は木材資源の収奪により禿山化しました。

そのため、古くから、山に木を植える活動が行われてきましたが、特に戦後の昭和 31 年までの 7 年間には、乾燥に強いマツを中心に 1 万 3 千ヘクタールに及ぶ植林が実施・達成されるなど、禿山緑化に取り組んだ結果、緑が回復し県内に広くマツ林が広がりました。

しかし、その後の高度経済成長期に入ると、いわゆる燃料革命や肥料革命により、森林は燃料供給等の役割をほとんど失い、その結果、人の手が入らなくなった森林には、次第に、広葉樹が回復してくるようになりました。また、それと同時期に、松くい虫被害が発生し、その被害は、一気に県内全域に広がって、昭和 54 年には被害量が約 12 万立方メートルとピークに達し、急速にマツ林が減少していきました。

それを機に、マツに代わって植林されてきたのがヒノキです。県内では松くい虫被害の後に造林が進められた結果、今では、約 1 万 2 千ヘクタールのヒノキ林が生育するに至っていますが、その資源内容は全国に比べて 10～15 年成熟が遅れ、最近ようやく収穫できる林齢にまで育ってきました。これらの人工林は手入れ不足になると林分が過密化し、それによる樹下植生の消失、表土の流出などにより森林の持つ多面的な機能が損なわれることから、これまで間伐を強力に推進し、森林環境の整備が行われてきました。特に、最近では、ヒノキ林の成熟に伴い、搬出間伐の推進と県産木材の利用促進が進められた結果、県産木材の搬出量は平成 22 年度の約 2,400 立方メートルが平成 26 年度には約 4,500 立方メートルにまで増加してきました。

一方、天然更新してきた広葉樹林は資源として成熟しつつあるものの、高齢化して萌芽能力を失いつつあるものが出始めているほか、管理放棄された竹林は森林内に侵入・拡大するなど、これまで人の手が入ることによって維持されてきた森林の持つ多面的な機能やさまざまな生き物の生息環境としての里山環境の多様性が損なわれつつあります。そのため、現代に合った形で里山と暮らしの関わりを創出する取組みとして、どんぐり銀行をはじめ、里山オーナー制度やフォレストマッチングなど、森林ボランティアの育成を含め、県民参加の森づくりを推進してきました。

このように、県土の約半分を占める森林のみどりについては、かつては利用しすぎて荒廃していたものが、社会における森林の利用形態の変化により、今度は、森林の利用がうまく進まなくなったことでその環境が変化し、新たな課題が発生しているという状況にあり、改めて、その利用と保全のあり方が問われているといえます。

【農地のみどり】

水田や果樹園等の農地のみどりについては、県内における都市の拡大に伴い、都市と農村が近接しているところでは、農地に対して強い土地需要が生じています。その結果、県内の耕地面積は平成 26 年度では約 31,200 ヘクタールと、10 年前と比較して約 2,100 ヘクタール（約 6%）減少しています。

また、近年の農家の高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地も増加しており、これまで農村地域が農業生産活動を通じて保全・管理してきた農地のみどりの役割である、洪水の防止や水源の涵養、美しい自然環境の保全、身近な里地の多様な生物の生息環境などさまざまな多面的機能の低下が懸念されるようになっていきます。

さらには、このような耕作放棄地の増加は、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなどの野生生物の生息範囲の拡大を誘発するなど、新たな問題が生じています。

【まちのみどり】

都市は、戦後、県内では拡大を続け、現在では都市計画区域面積は、約7万6千ヘクタールと県土の41%を占めるまでになっています。特に、まちのみどりとして主要な位置を占める都市公園については、都市計画区域内の一人当たりの面積が17.79平方メートル/人と、全国平均10.1平方メートル/人を上回るまでに整備されてきています。

しかしながら、身近に利用できる住区基幹公園の一人当たりの面積は1.91平方メートル/人で全国平均の2.65平方メートル/人を下回っているほか、南海トラフ地震や大規模な風水害などの災害時の救援活動拠点としての都市公園の役割が見直されるなど、日常的な憩いの場の提供などのほか、多様化する社会のニーズへの対応が求められています。

また、交流人口の増や観光振興の観点からも、道路の緑化については、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、都市機能を総合的に発揮させ、地域の魅力増への役割も求められています。

総じてまちのみどりについては、今後の量的な整備に加えて一層の管理・利用促進などにより、いかに充実させていくかが重要になっています。

(2) 社会の変化を踏まえたみどりのあり方

本県では、社会の大きな変化として、少子・高齢化の進行等により、県人口が減少する時代を迎えています。これは、みどりの変遷のところで整理したように、かつて、社会における森林の利用形態が変化したことから、森の姿が変貌した経験を持つ本県にとって、改めて、人とみどりとの関係が問われる時代を迎えているといえます。

特に、森林と農地のみどりについては、これまでの産業的な利用形態が近年大きく変化してきていることを踏まえ、それらの持つ多面的な機能を今後いかに発揮・保全していくかということが大きな課題になってきており、改めて、産業としての利用を保全施策としても活用していくことが重要になっているといえます。

また、拡張してきた都市においても、コンパクトシティの推進など、改めて都市機能の集約化が問われる時代を迎え、まちのみどりについても、どのように整備・活用していくかが問われています。

このように、本県におけるみどりについては総じて、その利用と保全をいかに調整し、相乗効果を上げるかが課題となっており、その場面において県民がかかわることができる状況をいかに多様に創出できるかが重要になっているといえます。

第3章 計画策定の基本的な考え方と 施策展開の基本方向

- 1 計画策定の基本的な考え方
- 2 施策展開の基本方向
- 3 施策体系

第3章 計画策定の基本的な考え方と 施策展開の基本方向

1 計画策定の基本的な考え方

【基本目標】「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」

～日本一小さな県で、日本一充実した、「みどり」とともに暮らす社会の実現～

まずは、みどりを良い環境として守っていくのが目標です！

日本一小さい県である本県では、森林をはじめとするみどりは、貴重な自然環境であるとともに、生活環境や景観などのほか、水源の涵養や CO₂ の吸収源としてなどの多面的な機能の発揮がより重要なものになっています。

特に、本県は、人口密度が 525.2 人／平方キロメートルで全国 11 番目でありますが、それは県土に占める可住地面積率が 53% で全国 10 番目、耕地面積率が 17% で全国 9 番目、森林率が 47% で全国 37 番目であるように、古くから開発の進んだ都市的な地域です。

そのため、森林や農地を対象にした土地需要が強く、かつては森林の違法開発が問題となったことなどから、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」を制定し、本県独自の開発の「事前協議制度」を創設するなど、みどりの保全に努めてきました。

また、最近ではゲリラ豪雨などによる土砂災害が多発するなど、保安林整備の重要性が増しているほか、放置竹林の拡大や獣害被害の増大など、野生生物を含む自然との共生のあり方が問われるなど、複合的なみどりの保全が求められています。

消費県として、森林資源をはじめみどり資源を有効に活用するのが目標です！

本県は、その土地利用や産業構造から都市的な消費地としてとらえることができ、四国四県で比較すると、木造住宅着工戸数は最も多い愛媛県の年間 4,758 棟 (H26 現在) に次いで年間 4,264 棟 (H26 現在) であるのに対して、国有林を含む県内の原木生産量は最多の愛媛県の 50 万 4 千立方メートル (H25 現在) に対して 1 万 1 千立方メートル (H25 現在) と最も少なくなっています。

そのため、これまで長らく外材主導の木材需要構造にありましたが、県内でも森林資源が充実してきたこともあり、木質バイオマスの利用を含め、木材消費県として、県産木材等の消費による森林保全の取組みを進めていく必要があります。

このほか、農業を通じた農地保全などのためにも、地産地消の取組みが重要になっています。

みどりとしての森を活用する林業は、スケールメリットではなく地域内循環が目標です！

特にみどりの中でも、その多くを占める本県の森林は、他の四国三県に比べて、資源量が少なく、大型製材工場への原木供給を目的としたスケールメリットを活かした林業戦略は難しいこと、また、県内の木造住宅着工戸数に比べて原木生産量が少ないことから、川上から川下までの連携による「顔の見える林業」としての家づくりなど、地域内資源循環・経済循環を目指します。

暮らしの中でいかにみどりと関わるかを真剣に考えていきます！

県土面積が狭く、都市化が進んでいる状況は、県内全域が一日生活圏にあり、どこに住んでも森林をはじめとするみどりの環境にアクセスしやすいことを意味しています。

特に、都市化された暮らしはストレス社会と言われますが、みどりは暮らしの中に潤いをもたらすかけがえのない社会資本です。そのため、狭い県土でみどりが身近にあることを活かし、暮らしの中に多様なみどりとのふれあいを取り入れ、豊かな暮らしを実現できるように、県民参加の森づくりに積極的に取り組み、さまざまな暮らしの中のニーズに対応したみどりとのふれあいを創出します。

このように、改めて、みどりと人・社会とのかかわり方に焦点を当て、「みどりの有効活用により、地域を元気に、暮らしを豊かに、人を笑顔にすることで、みどりを守る」をコンセプトに、「香川県次期総合計画」における「成長する香川」、「信頼・安心の香川」、「笑顔で暮らせる香川」という三つの基本方針を受けて、みどりの基本目標を「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」とします。

これにより、日本一小さな県で、日本一充実した、みどりとともに暮らす社会の実現を目指して、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「せとうち田園都市の新たな創造」の実現を図るものです。

【施策体系見直しの観点】

現行計画では、「森林」、「里地里山」、「まち」、「海辺・島しょ部」の四つのエリアに区分し、エリアごとの基本目標と施策展開の基本方向を定め、多様なみどりを対象とした諸施策を推進してきました。

今回、本計画の基本目標の設定を受けて、新たに施策展開の基本方向を、「森林をはじめとするみどりの利用と保全のあり方」、「農地や都市のみどりなど暮らしに身近なみどりをいかに充実させていくのか」、さらには、「県民とみどりの多様なかかわり方をいかに創出していくのか」といった三つの視点で集約し、それぞれを「森林資源の活用と里山再生の推進」、「暮らしを支えるみどりの充実」、「県民総参加のみどりづくり」という三つの大項目として整理しました。

【基本目標】

「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」

【三つの大項目】

- 1 森林資源の活用と里山再生の推進
- 2 暮らしを支えるみどりの充実
- 3 県民総参加のみどりづくり

2 施策展開の基本方向

緑化の推進とみどりの保全に関する諸施策の展開に当たっては、三つの大項目ごとに、施策展開の基本方向を次のとおり定めます。

(1) 森林資源の活用と里山再生の推進

森林をはじめとするみどりの利用と保全のあり方としては、成熟しつつある県内のヒノキ人工林と広葉樹林をいかに活用しながら整備・保全していくかが問われています。

そのためには、従来からの林業振興としてのヒノキ人工林の整備と利用を進めることと、資源として蓄積しつつある利用可能な広葉樹林や広がりつつある竹林の利用による里山の再生・整備が必要とされています。

このような「森林資源の活用と里山再生の推進」という基本方向について、中項目として、以下の四つに整理しました。

- ①森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるとともに、高性能林業機械の導入や路網整備の促進による造林や素材生産コストの削減などにより、森林整備の推進を図ります。
- ②木材利用による林業の活性化とそれによる森林整備の促進を図るため、県産木材の認知度を高めるとともに、公共建築物等における県産木材の利用促進に取り組みます。
- ③持続的な里山の整備を進めるため、広葉樹材や竹材などの利用促進や放置竹林対策に取り組み、里山再生の推進を図ります。
- ④森林所有者の森林経営意欲を高めるとともに、森林整備の主要な担い手である森林組合などの雇用対策を支援するなど森林・林業の担い手育成に取り組みます。

(2) 暮らしを支えるみどりの充実

農地や都市のみどりなど暮らしに身近なみどりをいかに充実させていくのかについては、まずはみどりの環境として保全していくこと、そして優れたみどりについては将来にわたり守り維持していくこと、さらには県民が身近にふれあうことのできるみどりについてはその質をいかに充実させていくかが問われています。

そのため、「暮らしを支えるみどりの充実」という基本方向について、中項目として、以下の三つに整理しました。

- ①山地災害防止対策や乱開発防止対策、病虫獣害対策などの実施により、保安林や農地、藻場などのみどりを適切に管理・保全するなど、暮らしを守るみどりの保護・保全に取り組みます。
- ②すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全に取り組むとともに、自然公園等の利用促進や定期的な巡視等の措置を講じることにより、すぐれた自然の保護・保全を図ります。
- ③みどりが持つ憩いや癒しの機能を身近で享受するため、都市部の緑化促進や森林公園などの整備・利用など、身近なみどりの整備・管理に取り組みます。

(3) 県民総参加のみどりづくり

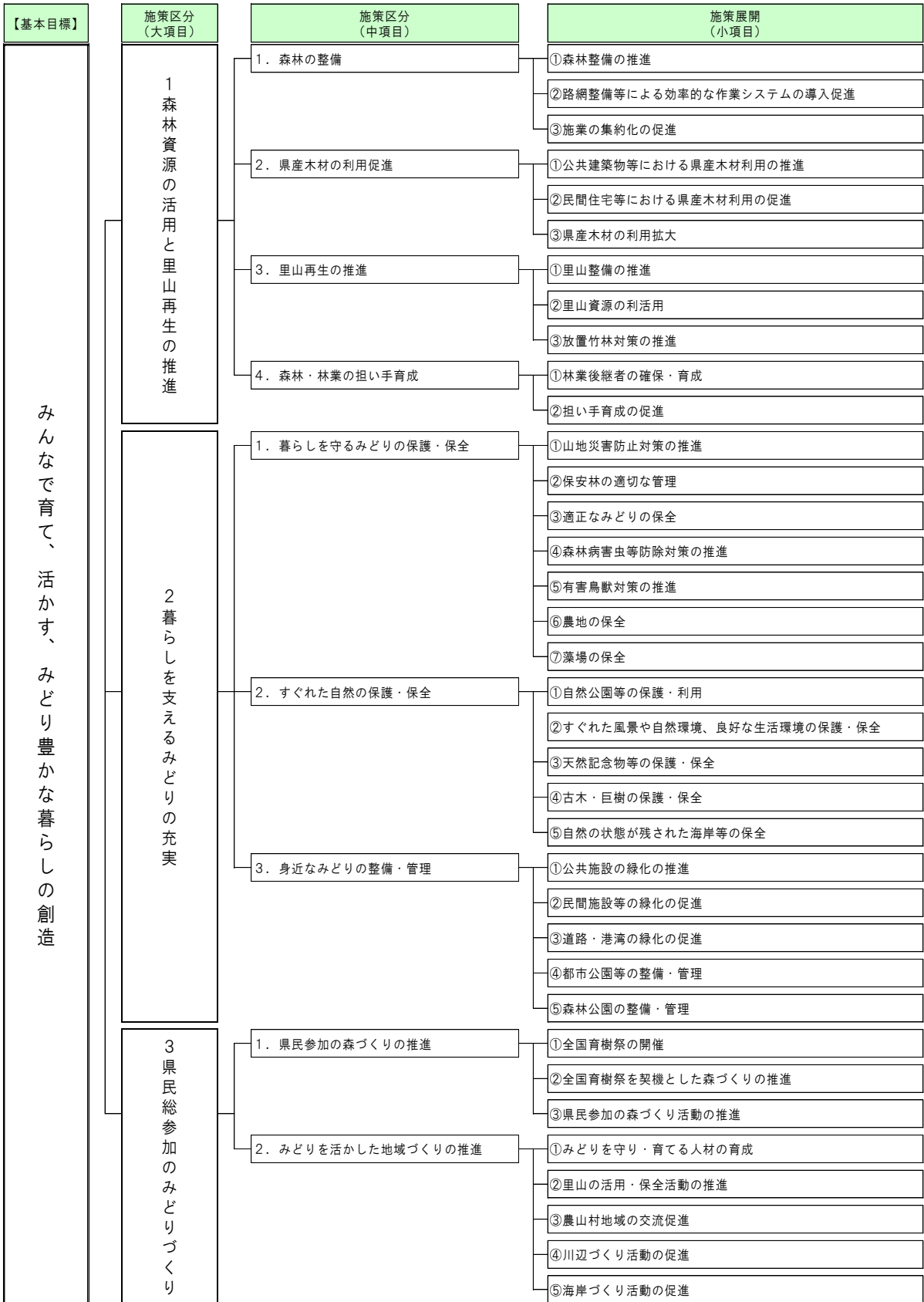
県民とみどりの多様なかかわり方をいかに創出していくのかについては、本計画期間内に全国育樹祭が本県で開催されることから、これを契機に県民参加の森づくりの機運を高め、県民参加の森づくりの一層の充実を図ります。

特に、これまで、どんぐり銀行や森林ボランティア活動などの普及・定着に取り組んできた実績を踏まえ、その活動の担い手となる人づくりから幅広い参加手法の開発までの取組みを通じて、みどりとふれあう活動の充実を図り、みどりとふれあいが暮らしを豊かにする地域づくりを進めます。

そのため、「県民総参加のみどりづくり」という基本方向について、中項目として、以下の二つに整理しました。

- ①全国育樹祭を開催するほか、講演会や記念行事を開催するなど、全国育樹祭の開催を契機として、森づくりに対する県民の理解を深め、県民参加の森づくりを一層推進します。
- ②みどりを守り、育てる人材を育成するとともに、里山の活用・保全や農山村地域と都市住民との交流、川辺や海岸の保全活動など、みどりを活かした人づくり・地域づくり・社会づくりを推進します。

3 施策体系



第4章 施策の展開

- 1 森林資源の活用と里山再生の推進
- 2 暮らしを支えるみどりの充実
- 3 県民総参加のみどりづくり

第4章 施策の展開

この章では、3つの施策展開の基本方向に沿って、施策の方向性および具体的方策を示します。

【基本方向】 1 森林資源の活用と里山再生の推進

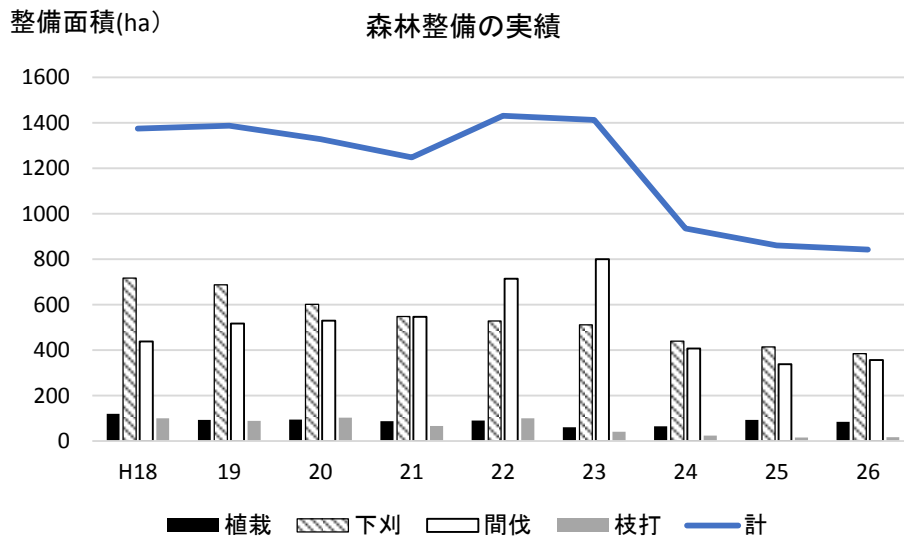
- (1) 森林の整備
- (2) 県産木材の利用促進
- (3) 里山再生の推進
- (4) 森林・林業の担い手育成

(1) 森林の整備

①森林整備の推進

【現状と課題】

- 県土の約47%を占める森林は、水源の涵養や山地災害防止などの機能をはじめ、二酸化炭素の吸収源のほか、木材生産など、多面的な機能を有していることから、その機能を維持するため、多様な森林の整備を推進することが重要です。
- 地球温暖化防止や花粉症対策、植栽の低コスト化など、森林に対する多様なニーズに対応した森林の整備が必要です。



資料：みどり整備課調べ(H27.3.31現在)

【施策の方向性】

- 森林の有する多面的な機能に対応した森林整備の基本的な方針を定め運用します。
- 多面的機能を維持・増進するため、適切な施業方法により森林所有者などが行う植栽や下刈、間伐などに対して支援します。
- 多様な森林整備を進めるため、地球温暖化防止対策に対応した成育の優れたエリートツリーや花粉症対策に対応した少花粉のスギ・ヒノキ、松くい虫被害に抵抗性のあるマツの育種およびコンテナ苗による育苗等の試験研究に取り組みます。

【具体的方策】

- 「森林計画制度」の適正な運用
- 多様な森林整備に対応した造林事業等の促進
- 間伐材搬出費の支援
- 多様なニーズに則した育種・育苗の試験研究およびその普及

②路網整備等による効率的な作業システムの導入促進

【現状と課題】

- 高性能林業機械等の導入による効率的な森林整備を推進するためには、林道などの路網の整備を促進することが重要です。
- 持続可能な森林経営の確立に向けて、継続して利用できる森林作業道の整備や作業システムの改善による生産性の向上を図ることが重要です。
- 作業システムは、自然的条件などから各事業地により異なるなど多様であるため、低コスト施業を行うためには、適切な作業システムを選択することが重要です。

【施策の方向性】

- 森林管理道の整備を引き続き推進するとともに、市町などが実施する林業専用道の開設など、路網の整備を促進します。
- 丈夫で簡易な森林作業道の整備を促進します。
- 低コストで効率的な搬出間伐などを促進するため、高性能林業機械などの導入を支援します。
- 森林所有者や森林組合など地域の林業関係者が、各事業地に合った最適な作業システムの選択ができるよう、一定の広がりを持つ同じ条件下の地域で、効率的な木材生産が可能となるいくつかのモデル的な作業システムを示すなど、技術・知識の普及・指導を行います。

【具体的方策】

- 森林管理道の整備推進、林業専用道の整備促進
- 丈夫で簡易な森林作業道の整備の支援
- 高性能林業機械の購入・リースの支援
- 地域における作業システムの構築

③施業の集約化の促進

【現状と課題】

- 森林が小規模零細な所有構造にある中、持続的な森林の経営を確立するためには、面的なまとまりのある森林を確保し、効率的な施業を実現していくことが重要です。
- 作業システムなどの専門的な技術や知識を有する森林総合監理士を育成し、市町および森林所有者などへの指導体制を強化する必要があります。

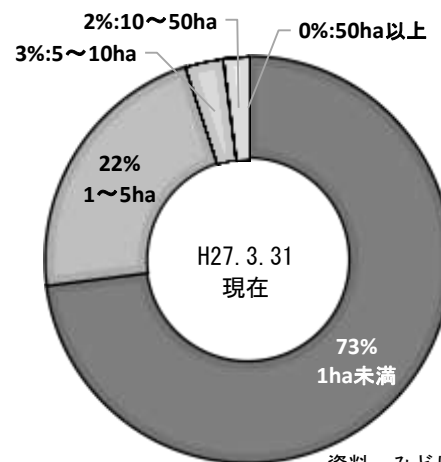
【施策の方向性】

- 森林施業の団地化、集約化を積極的に促進し、森林所有者や森林組合などにより森林経営計画が作成され、これに基づく森林施業が着実に実施されるよう支援します。
- 最新の森林資源などの情報を収集・整理し、施業の集約化を実施するための基礎データとして活用します。
- 地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の策定への協力やその実現に必要な活動の推進を担うことができる人材（森林総合監理士）を育成するとともに、その資質の向上のための研修を実施します。

【具体的方策】

- 森林経営計画策定の促進
- 森林情報システムのデータ整備および提供
- 森林総合監理士の育成

保有山林規模別森林所有者割合



(2) 県産木材の利用促進

①公共建築物等における県産木材利用の推進

【現状と課題】

- 公共建築物等における県産木材の利用は、「公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する法律」に基づいた取組みが行われ、一定量が利用されていますが、さらに県産木材の利用を拡大していくためには、県や市町が率先して公共建築物等で利用することが必要です。

【施策の方向性】

- 平成24年3月に策定した「香川県公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」に基づき、本県がみずから率先して、その整備する公共建築物等における県産木材の利用を推進します。
- 各市町が、本県方針に即して策定した「公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」に基づき、整備する施設において県産木材の利用が図られるよう支援します。

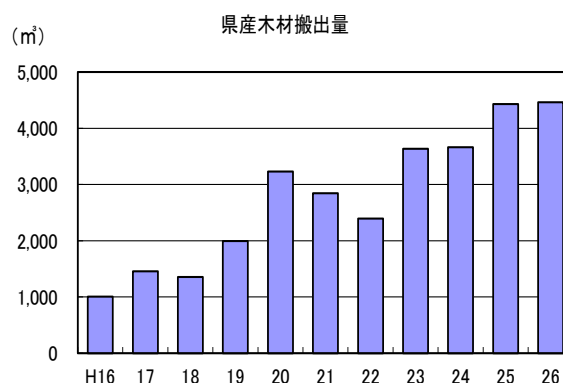
【具体的方策】

- 県有施設における県産木材の利用推進
- 市町が整備する公共建築物における県産木材の利用促進

②民間住宅等における県産木材利用の促進

【現状と課題】

- 県産木材の搬出量が平成16年の1,003立方メートルから平成26年の4,461立方メートルと増えつつあるため、今後は県産木材における供給体制の充実や、民間住宅等への利用を進めることが重要です。



資料：みどり整備課調べ(H27.3.31現在)

- 香川県森林組合連合会と香川県木材協会が構成する運営協議会が、平成25年4月に香川県産木材認証制度を創設し、運用を開始しており、認証材の認知度を高める必要があります。

【施策の方向性】

- かがわ木材加工センターを拠点として、県内の森林・林業関係者が推進する県産木材の利用促進につながる加工・流通体制の拡充を支援するとともに、隣県の原木市場と連携して県産木材の利用促進に努めます。
- 香川県産木材認証制度の運用により、県産木材の認知度を高めるとともに、県産木材のブランド化を推進します。
- 森林組合や木材関連企業および県内工務店など、川上と川下が連携した県産木材住宅を提案する取組みを支援します。

【具体的方策】

- かがわ木材加工センターを拠点とした県産木材の流通体制の拡充支援
- 県産木材のブランド化の推進
- 県産木材を利用した民間住宅等の普及活動を支援

③県産木材の利用拡大

【現状と課題】

- 県産木材の認知度が低いことから、県民に県産木材を使った製品の流通についてPRすることにより、その認知度を高める必要があります。

【施策の方向性】

- 木の良さの普及や木材利用の意義・情報等の発信、県産木材を活用した木材製品などのPRを行うため、家具・建具に至るまで利用の裾野を広げた木材関連イベントの開催などのPR活動を支援します。
- 「かがわの森 アンテナショップ」（高松シンボルタワー かがわプラザ内）で、柱材やベンチなどの木製品の展示・販売、PRを行うとともに、木材関係団体や森林ボランティアなどと連携して、木材普及のためのイベントなどを随時開催し、県産木材製品の販売促進と需要拡大を図ります。
- 県産木材の利用拡大のため、新たな需要の開拓に向けたCLTなどの新技術について情報収集を行い、普及啓発に努めます。

【具体的方策】

- ウッドフェスティバルなど各種イベントにおける県産木材のPR活動の支援
- 「かがわの森 アンテナショップ」などにおける県産木材製品によるPR活動の推進
- CLTなど新技術の普及啓発

(3) 里山再生の推進

①里山整備の推進

【現状と課題】

- 人と里山との関わりが希薄化し、放置された広葉樹林や竹林の拡大によって、里山林の有する多面的機能の低下が懸念されていることから、多様な森林環境の整備を促進するための仕組みが必要になっています。
- 地域における健全な森林の造成・整備を進めるため、地域住民などによる自主的な取組みを活性化する必要があります。

【施策の方向性】

- 里山の整備を促進するため、広葉樹や竹林などの多様な森林環境の整備に対する支援制度について検討します。
- 広葉樹林および竹林の適正な管理と利用などについて、地域における取組みの支援や森林管理技術の普及を行います。

【具体的方策】

- 里山の整備を促進するための支援制度の検討
- 里山利用のモデル的な取組みの支援
- 広葉樹林・竹林の整備技術の普及

②里山資源の利活用

【現状と課題】

- 本県の森林の約7割は天然林ですが、その多くは資源として利用されていません。また、ヒノキなどの人工林では、柱材などに利用できない細い間伐材なども切ったまま残されて林地残材となり、未利用資源となっています。これらの資源は、再生可能エネルギー源としての利用が期待されています。
- 広葉樹材等を活用した特用林産物の生産拡大の取組み支援や産地化などの検討をする必要があります。
- 竹炭、竹酢液、竹パウダーなどの竹製品は、まだまだ認知度が低いため、各種森林関連イベントでの展示や業者間のマッチングなどの支援をする必要があります。

【施策の方向性】

- 広葉樹や林地残材など、未利用資源の利用を促進します。
- 森林所有者の林業経営への関心を高めるとともに、地域の活性化を図るために、木の駅の取組みを促進します。
- 原木シイタケなど、地域の特用林産物の積極的なPRなどに努めます。
- 穂先タケノコ、竹パウダー、竹炭・竹粉炭・竹酢液等の生産や、新たな商品開発の取組みなどを支援します。

【具体的方策】

- 未利用資源（広葉樹・林地残材等）の利用促進
- 木の駅の取組みの促進
- 各種イベントでのシイタケなどの特用林産物のPRおよび情報提供
- 竹資源の活用に取り組む企業等の支援

③放置竹林対策の推進

【現状と課題】

- 放置竹林の拡大は続いている状況にあることから、放置竹林対策を促進する必要があります。

【施策の方向性】

- 道路周辺などへ拡大している放置竹林については、災害防止の観点から、その伐採などの取組みを支援します。

【具体的方策】

- | |
|--------------------|
| ■ 放置竹林の伐採、樹種転換等の促進 |
|--------------------|

(4) 森林・林業の担い手育成

① 林業後継者の確保・育成

【現状と課題】

- 森林所有者の高齢化により、所有山林の森林整備が進まない状況にあり、後継者の育成が急務となっています。
- 林業研究グループは、林業経営の実践者、地域林業のリーダーとしての役割を担っており、その自主的な活動を助長し、地域林業のリーダーの育成・確保を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 新たに森林を相続した者を含め、森林所有者などを対象に、森林の多様な利用方法や管理のための技術習得を目的とした講座を開催し、自主的な森林管理や林業活動を促進します。
- 研修会への参加の支援や、林業経営・育林技術の指導強化を図り、林業研究グループの活動の活性化を支援します。

【具体的方策】

- 森林・林業教室の開催
- 林業研究グループの活動支援

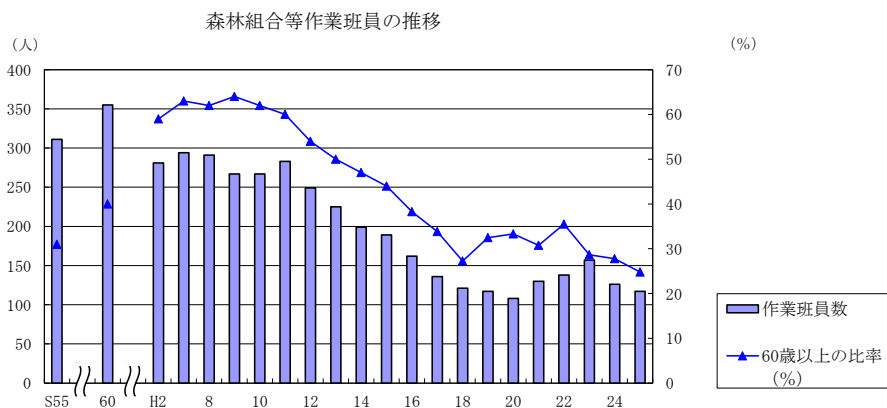
② 担い手育成の促進

【現状と課題】

- 森林組合などの作業班員は、年間を通じて間伐をはじめとする森林整備の作業に従事しており、県内の森林整備の中心的な役割を担っています。
- 森林組合などの作業班員数は、平成 21 年度以降は増加の兆しが見られるものの、長期的には減少傾向にあることから、引き続き、育成・確保を図ることが必要です。
- 地域の特性に応じた森林整備を推進していくために、効率的な森林施業の計画を策定できる専門知識を持った人材の育成が必要です。

【施策の方向性】

- 森林組合などが取り組む、作業班員に対する労働安全衛生研修や技術研修などを支援します。
- 林業労働力確保支援センターが行う、林業への就業希望者を対象とした、求職情報の提供や技術研修、各種相談活動に対して支援します。
- 森林施業プランナー認定制度に基づく森林施業プランナーを育成します。



資料：(みどり整備課 H26.3.31 現在)

【具体的方策】

- 森林整備の担い手育成・確保の支援
- 林業労働力確保支援センターの運営支援
- 森林施業プランナー等の育成支援

【基本方向】 2 暮らしを支えるみどりの充実

- (1) 暮らしを守るみどりの保護・保全
- (2) すぐれた自然の保護・保全
- (3) 身近なみどりの整備・管理

(1) 暮らしを守るみどりの保護・保全

①山地災害防止対策の推進

【現状と課題】

- 山地災害が発生するおそれのあるか所については、山地災害危険地区に指定しており、平成26年度末現在、本県の私有林には3,386か所の危険地区があります。
- 山地災害の未然防止を図るためには、砂防事業等との連携を図りながら、山地災害危険地区を中心に、治山事業を推進していくことが重要です。
- 設置した治山ダム等の施設が効果を発揮し続けるためには、維持管理と長寿命化対策を適切に行う必要があります。

【施策の方向性】

- 荒廃した森林の早期回復を図るとともに、危険度の高い山地災害危険地区における治山ダムの整備率を高めるなど、山地災害の防止対策を進めます。
- 砂防事業や国有林治山事業との連携・調整を図り、効果的に治山事業を進めます。
- 設置から一定年数を経過した治山ダムの老朽化状況等を点検し、施設の長寿命化対策について検討します。

【具体的方策】

- 治山ダムの設置による山地災害防止対策の実施
- 土砂流出防備保安林等の整備
- 治山施設の長寿命化対策の検討

②保安林の適切な管理

【現状と課題】

- 保安林は、山地災害防止や水源の涵養などの公益的機能の発揮が特に期待されており、本県の私有林面積の約24%である19,104ヘクタール（平成26年度末現在）が保安林に指定されています。
- 森林法の保安林制度を適正に運用し、保安林の機能の維持に努めるとともに、災害などにより被災した保安林や荒廃のおそれがある保安林については、機能を回復する必要があります。

【施策の方向性】

- 森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況、保全対象の状況を踏まえ、保安林を指定・解除するなど、適正な配備に努めます。

- 保安林に係る制限行為（立木竹の伐採、土地の形質の変更など）に対する許可などを通して、保安林制度の適正な運用に努めます。
- 山地災害防止などの機能が低下している保安林は、機能の回復を推進するなど、保安林の保全・管理に努めます。

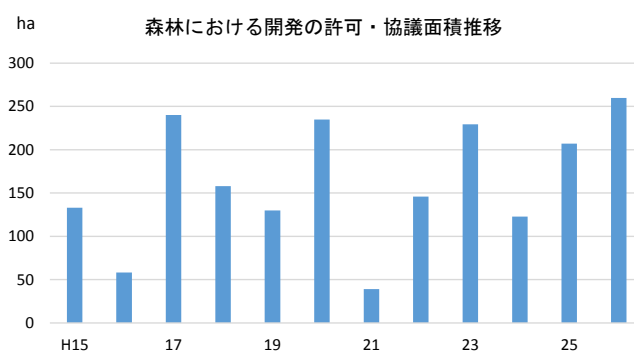
【具体的方策】

- 保安林の適正な配備
- 保安林制度の適正な運用
- 治山事業による保安林の機能の回復

③適正なみどりの保全

【現状と課題】

- 森林等のみどりは、ひとたび開発行為が行われると容易には元に戻らないことから、その適切な保全を図る必要があります。
- 採石や花崗土採取などによる開発跡地が景観上や防災上問題となっていることから、開発事業者に対し確実に開発跡地を緑化させる措置を取る必要があります。
- 秩序ある開発を促すため、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例を制定し、「事前協議制度」の運用や「みどりの保全協定」の締結をしています。条例を適切に運用するとともに、違法開発の防止や早期発見のための監視を実施する必要があります。



資料：みどり整備課調べ（H27.3.31 現在）

【施策の方向性】

- 森林法に基づく「林地開発許可制度」の適正な運用により、森林の無秩序な開発を防止するとともに、関係機関と連携しながら、開発行為に対する定期的な指導・監視の実施に努めます。
- みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の「事前協議制度」の適正な運用により、森林0.1ヘクタール以上の土地開発行為（その他の土地にあっては1ヘクタール以上）に対して秩序ある開発を促すとともに、土地利用の調整や開発跡地の確実な緑化を図ります。
- 開発跡地の緑化を確実にを行うため、一定要件の土地開発行為について、跡地の緑化を義務付けるとともに、確実な緑化を保証するため、みどりの保全協定を締結します。
- 違法な開発行為の防止と早期発見のため、みどりの巡視員による監視や航空機を使った上空からの監視等を継続して実施します。

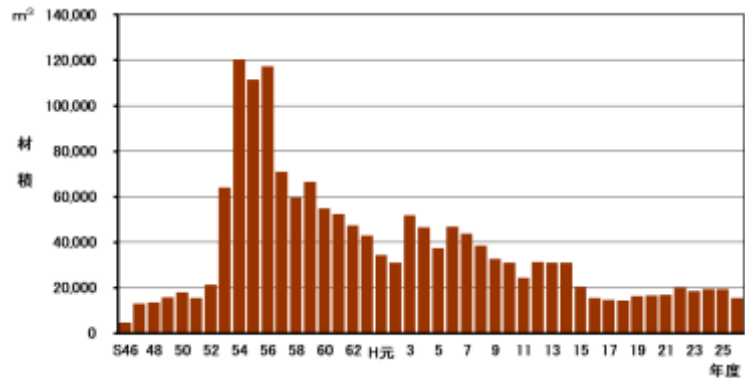
【具体的方策】

- 「林地開発許可制度」の適正な運用と林地開発行為に対する定期的な指導・監視の実施
- みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の「事前協議制度」の適正な運用
- 開発跡地の確実な緑化のためのみどりの保全協定の締結
- みどりの巡視員や航空監視による監視の徹底

④森林病害虫等防除対策の推進

【現状と課題】

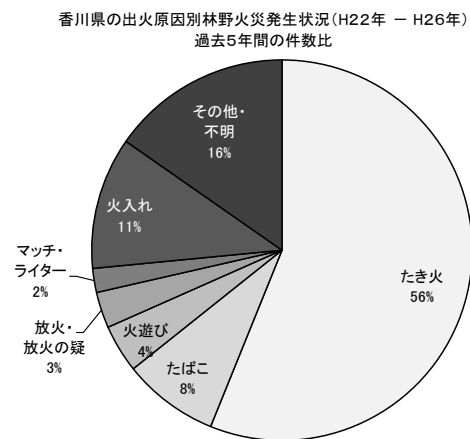
○ 松くい虫被害は、ピーク時の昭和 54 年度に約 12 万立方メートルあった被害が、平成 26 年度には約 1 万 5 千立方メートルとピーク時の約 13%にまで減少していますが、今後も、地域にとって重要なマツ林を保全するため、松くい虫被害対策を行う必要があります。



○ 全国的にコナラなどに被害が拡大しているナラ枯れについては、現在、本県で発生はしていませんが、ナラ枯れは、初期対応が重要であることから、市町などへの周知や情報収集を行う必要があります。

○ 林野火災や干害などの気象災が発生すると、何十年もかけて育てた森林が一瞬にして失われることから、林野火災の未然防止などに取り組む必要があります。

○ 過去 5 年間（平成 22 年～平成 26 年）に発生した林野火災は 102 件あり、冬から春にかけて多発する傾向があります。林野火災の主な原因は、たき火やたばこの火の不始末等となっており、林野に立ち入る人々に対する注意喚起が必要です。



資料：危機管理課調べ（H27. 3. 31 現在）

【施策の方向性】

- 国、県、市町で連携して松くい虫被害対策を計画的に推進するとともに、環境に配慮した適切な防除を実施し、保安林や公園区域など地域にとって重要なマツ林の保全に努めます。
- ナラ枯れ情報の収集に努めるとともに、効果的な被害防止策が講じられるよう、伐倒駆除などの防除技術の指導や普及啓発に努めます。
- 森林所有者の損害を抑えるため、森林保険の加入促進に努めます。
- 林野火災を未然に防止するため、市町等と連携し、出火原因や発生時期など傾向を踏まえ、効果的な林野火災予防の普及啓発に努めます。
- みどりの巡視員等による適正な火気の取扱い指導を徹底します。

【具体的方策】

- 地域の実情に合わせた松くい虫被害対策の実施
- ナラ枯れ情報の収集と防除技術研修会等の開催
- 森林保険の加入促進
- 林野火災予防の啓発
- みどりの巡視員による火気の取扱い指導および監視

⑤有害鳥獣対策の推進

【現状と課題】

- 小豆島の森林では、ニホンジカによる造林木の食害や樹皮の剥離被害が発生していることなどから、被害の防止対策が必要です。
- イノシシなど野生鳥獣による農作物等への被害は、農業者の生産意欲を減退させ、農地の保全や農業の振興に大きな障害となっています。
- 有害鳥獣捕獲をさらに推進するとともに、放任果樹の伐採など野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりを強化する必要があります。
- 鳥獣保護法の改正を踏まえ、これまでの市町主体による有害鳥獣の捕獲に加え、増えすぎて人間社会と軋轢を生じている野生鳥獣については、市町と連携しながら県が主体となった個体数調整を実施する必要があります。

【施策の方向性】

- 森林所有者によるシカ防護柵の整備等の被害防止対策を支援します。
- 地域住民に対して、鳥獣の基礎知識の研修や効果的な捕獲方法等の普及を図るとともに、集落ぐるみで取り組む野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりを推進する地域リーダーを育成するなど、将来にわたって鳥獣被害対策を実践する担い手を確保するため人材育成事業等を実施します。
- 有害鳥獣捕獲を引き続き推進するとともに、住居集合地域等に出没するイノシシや生息範囲が拡大しているニホンザルとニホンジカについて、新たに県捕獲隊を結成し、市町と役割分担して積極的な捕獲を実施します。

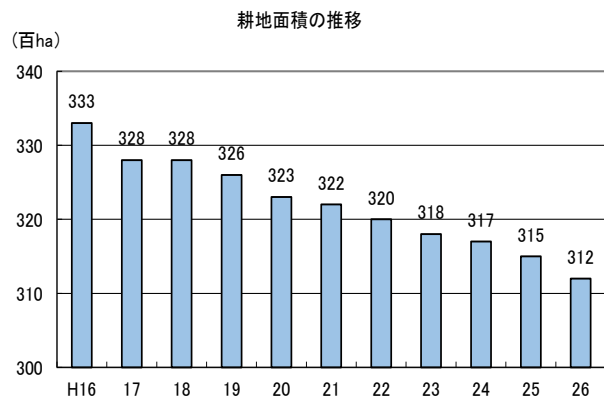
【具体的方策】

- 野生鳥獣による森林被害の防止対策支援
- 鳥獣被害対策推進のための地域づくりと人材育成
- 有害鳥獣捕獲への支援等
- 県捕獲隊による捕獲の実施

⑥農地の保全

【現状と課題】

- 農村地域は、農業生産活動を通じて、洪水の防止や水源の涵養、美しい自然環境の保全などさまざまな多面的機能を発揮していますが、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などにより、集落機能が弱体化するとともに、多面的機能が低下しているため、集落営農の推進などにより耕作放棄地の未然防止を図るとともに、耕作放棄地解消のための対策を実施する必要があります。



資料：「耕地面積調査」（農林水産省）

- 耕作放棄地が増加していることや、本県は県土面積が小さいうえに都市と農村の近接により農地に対して強い土地需要が生じていることなどから、県内の耕地面積は平成26年度で約31,200ヘクタールと、10年前と比較して約2,100ヘクタール（約6%）減少しています。そのため、農地法の適正な運用により、農地を保全・確保していく必要があります。
- ため池や農業用排水路などの農業水利施設は、地域住民に「うるおい」や「やすらぎ」の場を提供するとともに、多様な生物の生息場所となっており、整備に当たっては、環境や景観、希少生物の保全に配慮する必要があります。

【施策の方向性】

- 農村地域において、農業生産活動の継続はもとより、農業者や地域住民などによる、水路や農道、ため池などの農業用施設の保管理活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る協働活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の促進に努めます。
- 農業振興地域整備計画において農用地区域として指定された農地については、優良農地としてその保全を図るとともに、農地法に基づく転用許可制度の適正な運用を図り、農地の保全・確保に努めます。
- 地域の環境や生態系、景観に配慮した農業水利施設の整備に取り組みます。

【具体的方策】

- 農地等の保全と多面的機能の維持・発揮活動に対する支援
- 農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用
- 環境や景観に配慮した農業水利施設の整備

⑦藻場の保全

【現状と課題】

- 高度経済成長期以降、埋立てなどの各種開発や水域環境の変化などにより、藻場の減少が進行しており、藻場が水産資源を守り育てる機能や水域環境を改善する機能の回復や保全を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 藻場が持つ水産資源を守り育てる機能や水域環境を改善する機能を発揮するため、藻場分布状況の把握、藻場造成の実施により、良好な漁場環境づくりを推進します。

【具体的方策】

- 水産資源を守り育てる藻場の保全や造成による拡大

(2) すぐれた自然の保護・保全

①自然公園等の保護・利用

【現状と課題】

- 瀬戸内海沿岸の島しょ部や海岸地帯を中心にした地域は、昭和9年3月16日に瀬戸内海国立公園として指定されています。その中心となる島しょ部では、大小110余りの島々が多島海景観を形成しており、瀬戸内海の優れた自然景観を保全していくことが重要です。
- 讃岐山脈の大滝山から竜王山を経て滝の奥峠に至る地域と大川山周辺の地域は、平成4年9月14日に大滝大川県立自然公園として指定しています。このようなすぐれた自然環境を有する地域については、適切な保護・管理に努める必要があります。
- 四国四県では、良好な自然の中での散策や探勝を広域的に楽しめる「四国のみち」（四国自然歩道）を共同で整備しており、その適切な維持管理と利用促進を図る必要があります。

自然公園の指定状況（陸域）

区 分	名 称	面積（ha）		
		全地域	特別地域	普通地域
国 立 公 園	瀬戸内海	18,171	9,008	9,163
県 立 自 然 公 園	大滝大川（高松市塩江町、まんのう町）	2,363	564	1,799
計		20,534	9,572	10,962

【施策の方向性】

- 自然公園法や香川県立自然公園条例に基づき、指定地域における開発行為などに対する適正な規制・指導に努めます。
- 瀬戸内海国立公園の園地においては、これまでに整備した園路や展望所などの老朽化対策と公衆トイレの洋式化や案内標識の多言語表記化などの国際化対応を図ることにより、公園の魅力を一層向上させるとともに、園地を活用したウォーク行事や自然観察会など、身近な自然に触れることができるイベントを開催します。
また、瀬戸内海の多島海景観を眺望できる代表的な展望地や地域住民の健康づくりのための園地を活用したモデルウォークコースを選定し、ホームページなどで紹介することにより、園地の利用の促進を図るとともに、地域の活性化に努めます。
- 県立自然公園については、これまでに整備した施設の維持管理を適切に行うとともに、指定管理者制度を活用して、積極的な広報活動の実施や自然観察会などの各種イベントの充実により施設の利用促進に努めます。
- 四国のみちについては、これまでに整備した施設の維持管理を適切に行うとともに、ウォーク行事などを開催することにより、利用促進に努めます。

【具体的方策】

- 大滝大川県立自然公園等のすぐれた自然環境の保全
- 国立公園、県立自然公園および四国のみちの利用施設、案内板等の整備・維持管理
- 指定管理者制度を活用した県立自然公園の利用促進（自然観察会の継続実施等）
- 環境保全団体等と連携し、国立公園の園地や四国のみちを活用したウォーク行事等の実施による利用促進

②すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全

【現状と課題】

- すぐれた天然林や特異な地形・地質、野生生物の生息・生育地など貴重な自然環境を対象として香川県自然環境保全地域を4か所指定しており、その適切な保護・管理に努める必要があります。

名 称	所在地	面積 (ha)	
		全地域	特別地域
弥谷山 自然環境保全地域	三豊市三野町	33.96	29.47
藤尾山 自然環境保全地域	高松市	37.27	37.27
水主 自然環境保全地域	東かがわ市	4.41	4.41
女体山 自然環境保全地域	さぬき市	12.38	12.38
計	4か所	88.02	83.53

- 自然的、社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の確保に資するものを香川県緑地環境保全地域として5か所指定しており、その適切な保護・管理に努める必要があります。

名 称	所在地	面積 (ha)
七宝山 緑地環境保全地域	三豊市豊中町	50.95
大高見峰 緑地環境保全地域	綾川町、丸亀市綾歌町	124.10
小松尾山 緑地環境保全地域	三豊市山本町	2.99
大水上 緑地環境保全地域	三豊市高瀬町	6.51
間川 緑地環境保全地域	さぬき市	4.24
計	5か所	188.79

- 開発行為など事業活動が環境に与える影響は大きいとため、環境影響評価制度の適正な運用等により、環境への負荷を低減する事業者の取組みを促進する必要があります。

【施策の方向性】

- 県内の自然環境の現状把握に努め、巡視活動などにより、自然環境保全地域や緑地環境保全地域の適切な保護・管理に努めます。
- 開発事業による環境への影響を回避・低減するため、一定規模以上の開発事業に対する環境影響評価制度の適正な運用を図ります。

【具体的方策】

- みどりの巡視員による自然環境保全地域や緑地環境保全地域の巡視の実施
- 香川県環境影響評価条例等に基づく環境影響評価制度の適正な運用

③天然記念物等の保護・保全

【現状と課題】

- 名勝（国指定および県指定）6件、天然記念物（国指定および県指定）41件など、本県の自然や歴史、文化を特徴づける文化財を指定しており、適切に保護することが重要です。
- 住民に親しまれているものや由緒あるもの、または学術的価値のあるもののうち、その周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成しているものを香川県自然記念物に指定しており、適切に保護・保全することが重要です。

【施策の方向性】

- 名勝、天然記念物などの定期的な巡視活動を行うことにより、その保護に努めるとともに、樹木については必要に応じて樹勢回復等を実施します。
- 良好な自然環境を形成している自然記念物を定期的に巡視することにより、適切な保護・保全に努めます。

【具体的方策】

- 天然記念物等の保護と樹木の樹勢回復等の実施
- 文化財保護指導委員による文化財の定期的な巡視の実施
- みどりの巡視員による自然記念物の定期的な巡視の実施

④古木・巨樹の保護・保全

【現状と課題】

- 名勝、天然記念物に指定されたもののほかにも、地域のシンボルとして人々に親しまれている古木や巨樹などが多数分布しています。これらを香川の保存木（122件）に指定しており、適切に保護・保全することが重要です。

【施策の方向性】

- 郷土景観の重要な要素、あるいは地域のシンボルとして親しまれている古木や巨樹を適切に保護します。
- 古木・巨樹の調査を実施し、治療が必要な場合は、土壌改良などの樹勢回復を実施するなど、保全活動を行います。

【具体的方策】

- 市町やNPO等との協働による香川の古木・巨樹の調査、樹勢回復の実施

⑤自然の状態が残された海岸等の保全

【現状と課題】

- 自然状態の海岸は、海辺の生物に生息・生育環境を提供し、本県本来の海辺の姿を示すとともに、白砂青松の景観に欠くことのできない要素となっています。砂浜、岩礁などが自然の状態で維持されている自然海岸を自然海浜保全地区として23か所指定しており、適切に保護・保全することが重要です。
- 安全で、自然と共生し、環境面や利用面に配慮した海岸の整備や維持管理を行っていく必要があります。
- 河川は、山地や丘陵から平野部、海へと流れ下る中で、周辺の自然環境と一体となって多様な動物や植物の生息・生育環境を形成し、これらを結ぶ生態的な回廊としての役割を担っています。また、流域の社会と深く関わり、うるおいのあるまちづくりに寄与しています。河川の整備に当たっては、治水・利水対策上の観点だけでなく、防災機能を確保しつつ、自然環境や周辺地域の景観に配慮した対策が求められています。

【施策の方向性】

- 自然海岸は、貴重な植生の分布地であり景観上も重要なことから、巡視などにより、指定された自然海浜保全地区の適切な保全に努めます。

- 海岸の整備に当たっては、防災対策とあわせ、海岸が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮したうるおいのある海辺空間の保全・創出に努めます。
- 河川の整備に当たっては、治水対策とあわせ、河川が本来有している動物や植物の生息・生育・繁殖環境および多様な河川環境を保全・創出するために多自然川づくりを推進します。

【具体的方策】

- みどりの巡視員による自然海浜保全地区の巡視の実施
- 安全・安心な、うるおいのある海岸の整備（自然環境に配慮した工事や維持管理の実施）
- 多自然川づくりの推進（親水性や自然環境に配慮した工事や維持管理の実施）

(3) 身近なみどりの整備・管理

①公共施設の緑化の推進

【現状と課題】

- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全、都市防災などにおける、みどりの機能や役割が注目されており、庁舎や学校、病院などの公共施設においては、立地環境などに応じて、質の高い緑化を率先して行っていくことが求められていることから、敷地の制約はあるものの、より効果のあるみどりづくりを進めていく必要があります。
- 屋上緑化普及のモデルとなるよう県庁舎屋上に庭園を設置し、県民が見学できるよう開放しています。

【施策の方向性】

- 県が設置し、または管理する公共施設については、屋上緑化や壁面緑化等の地域の特性を踏まえた緑化を図ります。
- 屋上緑化の普及モデルとして県庁舎屋上の庭園を管理・運営します。

【具体的方策】

- 香川県公共施設緑化基準および緑化技術マニュアルに基づく県有の公共施設の緑化
- 県庁舎屋上の庭園の適切な管理・運営

②民間施設等の緑化の促進

【現状と課題】

- 街なかの広場や街路等では、花や樹木の手入れを行っている自治会やボランティアなど、多くの人たちが地域の緑化活動に取り組んでいます。また、企業や社会福祉施設などにおいても、地球温暖化の防止などの観点から、建築物等の緑化に取り組んでおり、これらの緑化活動を促進する必要があります。
- 本県には樹木医が27人（平成26年度現在）おり、緑化相談や樹木の治療相談など緑化活動の相談役として活躍しています。
- 街なかの緑を増やすためには、県民が気軽に緑づくりについて相談できることが必要です。
- 近年、暮らしの中での花づくり等に関心が高まっており、花きの展示や園芸相談に取り組み、花と緑の快適環境づくりを促進する必要があります。

【施策の方向性】

- 都市計画区域にある民間施設等の芝生化や建物緑化を推進します。
- 地域の緑化活動を促進するため、樹木医による「みどりの SOS 相談」や緑化技術等の情報を提供します。
- 暮らしの中での快適な環境づくりを促進するため、園芸総合センターにおいて県民からの園芸相談等に対応します。

【具体的方策】

- 都市部における民間施設等の緑化に対する支援
- 緑化相談など民間の緑化活動の支援
- 園芸総合センターでの園芸相談等の実施

③道路・港湾の緑化の促進

【現状と課題】

- 道路緑化の計画・設計においては、地域の特性・自然環境・道路の規格構造・沿道条件などに適合するよう配慮し、植栽の場所、範囲および樹種などを決定するとともに、維持管理を含め、全体を通じて調和をとり、地域にふさわしいみどりづくりを進めていく必要があります。
- 道路の環境美化活動や緑化活動を行うボランティア団体を支援する「香川さわやかロード」の運営により、今後とも、住民自身の手による植栽や維持管理などを推進し、地域に親しまれる道づくりを進める必要があります。
- 港湾を取り巻く環境の変化により、快適なウォーターフロントの形成や防災拠点としての港湾緑地の整備が求められています。
- 港湾整備にあわせた港湾緑地の整備など、環境と調和のとれた地域づくりを推進し、快適な生活環境の創造を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 道路緑化に当たっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させることにより、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理および周辺環境との調和に取り組みます。
- 道路の緑化に関心のある方が、「香川さわやかロード」の活動に参加する契機とするため、また、道路愛護団体として活動している方々の活動を継続していくため、講習会の開催や参加団体の増加に取り組みます。
- 港湾の整備に当たっては、市街地やその周辺における自然環境の保全や景観と一体性を持ち、イベントの開催や住民の憩いの場、港湾就業者のための休息の場所および震災時の緊急物資の集積等のための広場、緑地等について整備を推進するなど、安全・安心なうるおいのある港湾の整備に取り組みます。

【具体的方策】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">■植栽などの道路修景の実施■アダプト・ロード・プログラム制度「香川さわやかロード」の推進（緑化作業講習会の開催、情報誌「さわやか通信」の発行等）■安全・安心なうるおいのある港湾の整備（港湾緑地の整備） |
|--|

④都市公園等の整備・管理

【現状と課題】

- 本県の都市公園は栗林公園などの歴史公園や風致公園が多く、都市計画区域内の一人当たりの都市公園面積は17.79平方メートル/人で、全国平均10.1平方メートル/人を上回っていますが、身近に利用できる住区基幹公園の一人当たりの面積は1.91平方メートル/人で全国平均の2.65平方メートル/人を下回っています。（平成25年度現在）
- 日常的な憩いの場であり、災害時の救援活動拠点の役割も担う都市公園については、安全で安心して利用できるよう、適切に維持管理していく必要があります。

【施策の方向性】

- 快適な生活環境の創造を図るため、都市公園や緑地などの整備を図ります。
- 災害時の救援活動拠点としての役割など、多様化する社会のニーズへの対応や地域の歴史・文化的特性の活用などを考慮しながら、都市公園の計画的な修繕・改築に努めます。
- 市町などとの連携を図りながら、都市公園の適切な維持管理に努めます。

【具体的方策】

- 各種都市公園や緑地などの整備
- 既存の都市公園の計画的な修繕・改築
- 都市公園の適切な維持管理

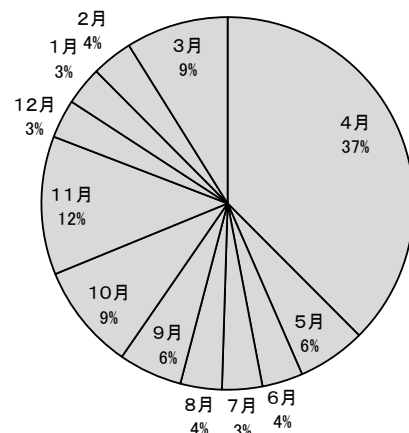
⑤森林公園の整備・管理

【現状と課題】

- 森林公園は、県民の心身の健康の増進や森林および緑化に関する知識の向上を図ることを目的に、豊かな自然の中でのレクリエーションや憩いの場として、公淵森林公園、満濃池森林公園、ドングリランドの3施設が設置されており、施設の適切な維持管理を図る必要があります。
- 森林公園の利用は春の花見や遠足等の行楽時期に集中するなど、利用状況に時期的な偏りが見られます。
- 県民利用の一層の促進を図るため、新たな利用方法について検討する必要があります。

名 称	開園年度	面積(ha)
公淵森林公園	昭和53年度	93
満濃池森林公園	昭和63年度	64
ドングリランド	平成8年度	31

公淵森林公園・満濃池森林公園の月別入園者数の率



資料：みどり整備課調べ（H26）

【施策の方向性】

- 県民が安全に安心して利用できるよう、施設の充実を図るとともに、適切な維持管理を行い、年間を通じた施設の利用促進に努めます。
- 県民の利用が少ないエリアを確認し、森林公園全域が県民に利用されるような管理・運営に努めます。

【具体的方策】

- 施設の計画的な修繕および指定管理者による適切な維持管理
- 施設の効用を十分に発揮することができる企画、イベント等の実施
- 森林公園の新たな名所等の創出及び情報の発信

【基本方向】 3 県民総参加のみどりづくり

(1) 県民参加の森づくりの推進

(2) みどりを活かした地域づくりの推進

(1) 県民参加の森づくりの推進

①全国育樹祭の開催

【現状と課題】

- 平成29年秋季の香川県満濃池森林公園での第41回全国育樹祭の開催に向けて、関連行事も含め、着実に準備を進める必要があります。

【施策の方向性】

- 県民の森づくりへの機運を高め、県民参加の森づくりの一層の推進を図るため、平成29年秋季に第41回全国育樹祭を香川県満濃池森林公園で開催します。
- 全国育樹祭の併催行事として、県内外の林業関係者や森づくりを実践している企業・ボランティア団体等が参加し、森林・林業の課題をテーマに、講演やパネルディスカッションを行う「育林交流集会」を開催します。
- 全国育樹祭の併催行事として、全国から選出された緑の少年団と県内の少年団が一堂に集い、地域の特色ある活動内容の情報交換やレクリエーションを通して交流を深める「全国緑の少年団活動発表大会」を開催します。
- 全国育樹祭の記念行事として、林業の機械化による森林施業の効率化を森林・林業関係者へ一層普及するために、全国の林業機械メーカー等による最新の林業機械などの展示・実演を行う、「森林・林業・環境機械展示実演会」を開催します。
- 全国育樹祭の開催機運を高めるため、市町や関係団体等の協力を得て、1年前プレイベントなどを含め各種記念行事を実施します。

【具体的方策】

- 全国育樹祭の開催
- 併催行事や記念行事など全国育樹祭関連行事の開催

②全国育樹祭を契機とした森づくりの推進

【現状と課題】

- 全国育樹祭の開催を契機として、森づくりや緑化推進の次世代を担う緑の少年団の活動や新たな結成・育成を支援する必要があります。また、毎年開催している県植樹祭では、植樹活動とあわせて枝打ちや施肥などの育樹活動を盛り込んだ内容とする必要があります。
- 人と森林との関わりの希薄化によって放置される森林が増え、森林が有する多面的機能の低下が懸念されることから、森づくりに対する県民の理解を深めることが必要です。

【施策の方向性】

- 森づくりや緑化推進の次世代を担う緑の少年団の活動を支援します。
- 全国育樹祭の開催を契機に、県植樹祭において植樹活動とあわせて枝打ちや施肥などの育樹活動を実施します。
- 全国育樹祭の開催を契機に、本県の特徴を活かした新たな森林整備などのみどりづくりの推進体制について検討します。

【具体的方策】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">■ 緑の少年団の活動支援■ 県植樹祭における育樹イベントの開催■ 幅広い県民が参加するみどりづくり体制の検討 |
|--|

③県民参加の森づくり活動の推進

【現状と課題】

- 森林をはじめとするみどりは、県民共通の財産であり、県民総参加でみどりづくりを進める必要があるため、県民がみどりづくりへ参加するきっかけづくりを行うことが必要です。
- 近年、CSR活動に関心のある企業や団体による森づくり活動が盛んになっており、引き続き、市町や森林ボランティアなどと連携し、企業等による森づくり活動を支援していく必要があります。
- 森づくりは将来にわたって引き継がれることが重要であるため、未来を担う子どもたちが森づくりに参加することが期待されます。
- 公益財団法人かがわ水と緑の財団が民間の緑化活動を支援するために行っている、緑の募金の取組みを促進する必要があります。
- 県内の森林資源は成熟しつつあり、森林整備活動だけでなく、暮らしの中で木材製品を利用することも、県民参加の森づくり活動につながります。このため、県民に暮らしの中で木材を利用することの意義を理解してもらうことが必要です。

【施策の方向性】

- 森林ボランティア等の参加を得て、毎年11月11日の「かがわ 山の日」に合わせて県植樹祭を開催し、森林保全の重要性を普及啓発していきます。
- 森林ボランティア団体に対し、森林ボランティア活動に関する情報の提供が円滑に行われるよう、県内の森林ボランティア団体にKFVN（香川森林ボランティアネットワーク）への登録を呼びかけます。
- 利用者共通の魅力ある活動を取り入れるなど、里山オーナー制度の見直しを検討します。
- 森林所有者による管理が行き届かなくなった森林情報を CSR 活動に関心のある企業等に提供し、企業・市町・県等との森林整備協定による森づくり活動を促進します。
- 森林の整備等によるCO₂吸収量認証制度をきっかけとして、CSR活動に関心のある企業・団体の森林整備活動への参加を促進するため、引き続きリーフレットの配布等による制度のPRに取り組みます。
- 子どもたちによる森づくりを中心とする緑づくり活動への参加を一層進めるため、どんぐり銀行活動を見直し、さらに充実させることにより活性化します。

- 緑化活動のための資金を充実させるため、街頭キャンペーンなど緑の募金活動に積極的に協力します。また、緑の募金による助成事業について、県民への周知に協力します。
- 子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう機会の提供に努めます。

【具体的方策】

- 「かがわ 山の日」に合わせた県植樹祭の開催
- KFVN（香川森林ボランティアネットワーク）への勧誘
- 里山オーナー制度の見直しの検討
- フォレストマッチングの推進
- CO₂吸収量認証制度のPR
- どんぐり銀行活動の見直し・充実による活性化
- 緑の募金活動への協力
- 木育活動の推進

(2) みどりを活かした地域づくりの推進

①みどりを守り・育てる人材の育成

【現状と課題】

- 本県では、「かがわフォレスター」として85人（平成26年度末現在）が登録され、森づくり活動のリーダーとして活動しています。今後も、そのような人材の育成が必要です。
- 森づくり活動や森林ボランティアに関する情報発信や、森づくり活動の場と機会の提供を行う必要があります。
- 森林ボランティアに興味のある人に森づくり活動を体験してもらい、森づくりに対する理解を深めることが重要です。

【施策の方向性】

- 森林・林業・木材に関する環境教育の拡充により、みどりを守り・育てる人材を育成します。
- 森林ボランティアの活動に必要な安全講習などを実施します。
- ドングリランドで県民が森林とのふれあい活動や森づくり体験を行う機会を提供します。
- 森林ボランティアに対する理解を深め、森づくり活動への新たな参加を促すため、各種広報媒体を通じて森林ボランティア活動などの情報を広く提供します。

【具体的方策】

- 森林・林業・木材に関する環境教育の拡充による暮らしを豊かにする「みどりの生涯学習制度」の創設
- 森林ボランティア活動等の情報発信
- 森林づくり体験の機会提供・情報発信

②里山の活用・保全活動の推進

【現状と課題】

- 森林が持つ多面的機能を発揮するため、森林ボランティア団体が県内のさまざまな地域で森づくり活動を行っています。
- 森林の保健利用を進めるためには、森林の地形を利用した歩行や運動、森林内レクリエーションなどの方法によって、心身の健康維持・増進、疾病の予防を行うような利用の取り組みも必要です。

【施策の方向性】

- かがわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会と連携しながら、森林・山村多面的機能発揮対策活動を行う森林ボランティアを支援します。
- 森林の持つ保健利用の効果をPRするとともに、保健利用の場としても森林を活用し、提供することを目標に、市町やフィールドの整備・維持管理を行っている団体などとの連携を図り、利用を促進します。

【具体的方策】

- 地域の森づくり活動の支援
- 森林浴の効能を活かした森林空間利用の促進

③農山村地域の交流促進

【現状と課題】

- 農山村は、豊かな自然や歴史、文化など、さまざまな魅力ある資源が数多く存在しており、農林業の営みを通じて、これら地域資源の保全をはじめ、洪水の防止や教育、保健・休養などの多面的な機能を有しています。
- 近年、人々の自然志向や価値観、ライフスタイルの多様化が進み、ゆとりある生活を楽しみたい人々の増加や見る観光から体験する観光へ、団体旅行から家族・小グループ旅行への移行が見られる中、多様な交流と体験を実現できる農山村に大きな期待が寄せられており、都市と農山村との交流の可能性が拡大しています。
- 農山村に対する都市住民の理解促進に努めるとともに、交流を促進し、農山村の活性化を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 農山村の魅力ある地域資源や多面的機能を効果的に活用したグリーン・ツーリズムの推進を図り、都市住民との交流を促進します。
- 農業体験ツアーやグリーン・ツーリズムフェア等の実施により、ふるさと香川の魅力に触れるとともに、ホームページなどを活用し、積極的に情報を発信します。
- グリーン・ツーリズムに取り組む市町や農業者等が行う交流促進活動、施設整備などを積極的に支援します。
- 四国四県など他県と広域的に連携し、県外からの誘客を促進するなど、グリーン・ツーリズムによる交流人口の拡大を図ります。
- 地域資源を活用した、より多様で魅力的なかがわの農山漁村体験活動の実践者を発掘し支援します。

【具体的方策】

- グリーン・ツーリズム関連施設を活用した新たな活動モデルの構築
- 体験ツアーやフェアの開催、インターネットなどによる情報発信
- 市町や農業者等が行う情報発信や交流促進活動、交流施設の整備等の支援
- 大都市圏でのPR活動やキャンペーンの開催
- グリーン・ツーリズム実践者の発掘支援

④川辺づくり活動の促進

【現状と課題】

- 河川等の水辺の環境を整備するため、地域住民、市町、県等が協働して、生物の生息空間の確保、親水空間の保全・創出などに取り組む必要があります。
- 河川の特徴や地域の風土・文化などの個性を活かしつつ、地域と連携した河川の環境整備・保全ならびに環境美化を推進するため、行政と県民のパートナーシップを強化し、美しいふるさとの川辺づくりを促進する必要があります。

【施策の方向性】

- 身近な水辺の保全と活用を図るため、地域住民などの団体が、自主的に河川を清掃するなど、美化・愛護活動を実施するパートナーシップ事業や香の川創生事業を推進するとともに、啓発活動に取り組みます。

【具体的方策】

- ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例に基づく「香の川創生事業」の推進（水質改善、水辺の美化活動等の実施）
- 河川愛護運動の推進

⑤海岸づくり活動の促進

【現状と課題】

- 海岸漂着物等（海岸に漂着したごみおよび散乱しているごみ）は浜辺の景観や岩礁、干潟等に生育・生息する生物に影響を及ぼしており、回収・処理する必要があります。
- 本県が管理する海岸の一定区間を、地域住民などの団体やボランティアが、自主的に清掃などの美化活動や愛護活動を実施し、海岸を美しくする活動の輪は、県内の各地で実施されていますが、今後とも広範に参加を呼びかけるとともに、県民との連携を深め、海岸の美化、愛護運動を展開する必要があります。

【施策の方向性】

- 海岸管理者（県・市町）や民間ボランティアにより海岸漂着物等の回収・処理を行うとともに、海岸漂着物等の発生抑制のための普及啓発を推進します。
- 地域住民などの団体が、自主的に海岸を清掃するなど、美化・愛護活動を実施するパートナーシップ事業を推進するとともに、瀬戸内海環境保全知事・市長会議（13府県、22市で構成）が実施する3000万人瀬戸内海クリーン大作戦、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（11府県、約100市町で構成）が実施する海岸の美化や愛護運動活動を支援します。

【具体的方策】

- 海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制のための普及啓発
- 海岸愛護事業の推進

第5章 計 画 の 推 進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の指標
- 3 計画の周知

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

今日のみどりに関する諸問題に適切に対処するとともに、計画のめざす「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」を実現させるためには、計画を県民総参加で推進していく必要があります。

このためには、本県や市町はもとより、県民、事業者、民間団体が、緑化の推進とみどりの保全に関して果たすべき、それぞれの役割を十分に理解し、相互に連携・協力しながら、主体的かつ積極的に行動する必要があります。

主 体	果 た す べ き 役 割
県	<p>県土のみどりづくりの牽引役として、この計画に基づき、国や市町、関係部局間の調整・連携を図りつつ、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>このため、県民や事業者、民間団体、市町を積極的に支援するとともに、みずからも、緑化の推進とみどりの保全のための事業を実施し、また、普及啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木材生産などの林業の活性化 ○森林・林業の担い手などの育成 ○森林や農地等の整備・保全 ○各種マニュアルや指針等の作成・普及 ○調査研究や技術の開発 ○県土全般の各種施策や制度の充実と適正な運用 ○モデル的事业の率先的な取組みによる市町・事業者に対する事業実施誘導 ○市町や民間団体の取組みへの支援など、「県民総参加のみどりづくり」の推進 ○普及啓発活動
市 町	<p>地域に最も密着した基礎的な自治体としてその役割は重要であり、地域のみどりの特性を十分考慮した施策を展開するとともに、地域のみどりづくりの牽引役として、地域住民と一体となった緑化の推進とみどりの保全に関する施策を推進することが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の緑化に関する各種施策や制度の充実 ○市町村森林整備計画などによる地域のみどりの整備・保全・利用 ○モデル的事业の率先的な取組みによる事業者に対する事業実施誘導 ○地域住民や民間団体の取組みへの支援 ○普及啓発活動

県民	<p>多様な恵みを受けているみどりを保全し、未来へと継承するためには、行政だけでなく県民の積極的な関与と協力が必要であることから、県民総参加によるみどりづくりの実現が期待されます。</p> <p>このためには、県土の保全や水源の涵養などの公益的機能を有するみどりを県民共有の貴重な財産としてとらえ、身近なみどりをより良きものにしていくための行動を、みずから実践していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な緑地の適切な管理 ○家庭や職場、地域の公園など身近な場所での積極的な緑化 ○県や市町、民間団体の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくり計画やボランティア活動への参加・提案 ○緑の募金を通じた緑化活動の支援 ○県産木材や特用林産物の利用 ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
事業者	<p>所有地の緑化に積極的に取り組むことはもとより、企業の社会的貢献活動の一環として、地域のみどりづくりに積極的に参加することが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場、事業所の緑化 ○県や市町、民間団体の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくり計画やボランティア活動への支援・参加・提案 ○緑の募金を通じた緑化活動の支援 ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
民間団体	<p>地域に根ざした地道な活動をしている自治会・PTAをはじめ、ボランティア団体やNPO法人などの民間団体は、みどりづくりの新たな主体として期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県や市町の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくりへの自発的な取組みの実施 ○地域住民などに対する取組みへの参加の呼びかけ ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案

県土面積の約半分を占める県内最大のみどり資源である森林の所有者と、その協同組織である森林組合には、次の役割を果たすことが求められています。

[森林所有者]

所有者として森林を管理すべきという自覚を持って、県土の保全や水源の涵養など多くの公益的機能を持つ森林を適切に管理するとともに、県産木材の搬出などに取り組むことが期待されます。

- 適切な森林整備
- 県産木材などの積極的な搬出
- 特用林産物の生産
- 里山資源の積極的な利用

[森林組合]

組合員が所有する森林の管理の受託、組合の経営基盤の強化などを積極的に行うことによって、本県の森林保全・整備の中核的な役割を担うことが期待されます。

- 地域にあった低コスト林業の実施
- 森林施業の集約化の取組み
- 森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた取組み
- 木材業者や工務店などの木材産業関係者との連携による県産木材の利活用

2 計画の指標

計画の進行管理は、次表のとおり指標と数値目標を設定し、毎年度達成状況を含めた進行管理を行うとともに、その結果を環境審議会に報告します。

○主要施策の指標

(1) 森林資源の活用と里山再生の推進

施策体系 (施策区分) 中項目	指 標	現 況 (26年度実績)	32年度目標
森林の整備	1 森林整備面積 (H28-32年度の累計)	843ha/年 (H26単年度)	5,000ha /5年間
	2 森林管理道の開設延長(累計)	13.4km	17.0km
県産木材の 利用促進	3 県産木材の搬出量	4,461 m ³ /年	5,000 m ³ /年
里山再生の 推進	4 放置竹林対策実施面積 (H28-32年度の累計)	—	100ha /5年間
森林・林業の 担い手育成	5 新規林業就業者数 (H28-32年度の累計)	77人/5年間 (H21-25)	50人 /5年間

(2) 暮らしを支えるみどりの充実

施策体系 (施策区分) 中項目	指 標	現 況 (26年度実績)	32年度目標
暮らしを守る みどりの保護 ・保全	6 山地災害危険地区における治山施設の 整備か所数 (H28-32年度の累計)	72か所/5年間 (H22-26)	90か所 /5年間
	7 野生鳥獣被害が発生している集落数	372集落	200集落
	8 狩猟免許所持者数	1,892人	2,500人
	9 ニホンジカの生息頭数	4,000頭 (H25)	1,800頭

施策体系 (施策区分) 中項目	指 標	現 況 (26年度実績)	32年度目標
暮らしを守る みどりの保護 ・保全	10 協働活動による多面的機能の維持発揮 を行う農用地面積	13,784ha/年	16,340ha/年
	11 藻場造成面積(累計)	119ha	131ha
すぐれた自然 の保護・保全	12 みどりの巡視員巡視延日数	600日/年	600日/年
身近なみどりの 整備・管理	13 街なか緑化推進事業の実施か所数 (H28-32年度の累計)	20か所/3年間 (H23-25)	20か所 /5年間
	14 香川さわやかロード参加団体数	140団体	140団体
	15 県民がふれあうことのできるみどりの 面積	1,848ha (H25)	1,920ha
	16 森林公園の入園者数	522千人/年	535千人/年

(3) 県民総参加のみどりづくり

施策体系 (施策区分) 中項目	指 標	現 況 (26年度実績)	32年度目標
県民参加の森 づくりの推進	17 緑の少年団の団数	13団	42団
	18 県民参加の森づくり参加者数	8,209人/年	9,000人/年
みどりを活か した地域づく りの推進	19 県民参加の森づくり活動団体数	23団体	30団体
	20 リフレッシュ「香の川」パートナ ーシップ協定締結団体数	89団体	99団体
	21 海岸愛護活動参加者数	20千人/年	22千人/年

3 計画の周知

この計画を効果的に推進していくためには、県関係部局や市町相互の連携関係を強化するだけでなく、この計画の内容をできるだけ多くの県民に周知することによって、緑化推進とみどりの保全の必要性について理解を得るとともに、行政や民間団体のみどりづくりの取組みに参加する契機とすることが必要です。

このため、各種イベントなどでの計画の概要版等の配布やインターネット等の活用により、広く県民への周知を図ります。

参 考 資 料

- 1 用語解説
- 2 みどり豊かでうるおいのある
県土づくり条例
- 3 香川県環境基本条例
- 4 平成26年度県政モニター
アンケート調査結果の概要

1 用語解説

あ

アダプト・ロード・プログラム

米国の市民グループによる「アダプト・ア・ハイウェイ・プログラム」を始まりとする。道路を「養子(adopt)」にするという発想により、道路の維持管理の一部を、地域の市民団体や企業によるボランティア活動として行うもの。

ウッディフェスティバル

木の良さや森林の大切さについて、県民の理解を深めることを目的に、昭和62年から毎年10月8日の「木の日」にあわせ、県内の森林・林業・木材産業関係者で構成する協議会が開催するイベント。

NPO (Nonprofit Organization)

様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織のこと。一般に、民間非営利組織と呼ばれ、学校、病院、老人ホームなどを経営する事業型NPO、そうした活動に資金を提供する助成財団、環境問題など社会問題に取り組んだり、国際援助・交流を行う市民団体など多種多様なものが含まれる。

平成10年3月に、NPOの活動を促進するため、特定非営利活動促進法(NPO法)が制定された。

エリートツリー

第1世代精英樹の中の優良なもの同士をかけ合わせ子(F1)を育成し、その中からさらに優れた個体を選抜・検定したものを第2世代精英樹といい、これら第2世代以降の精英樹のこと。

屋上緑化、壁面緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上、建物の外壁に植物を植えて緑化すること。

か

外材

外国から輸入した木材のこと。輸入先により、米材、南洋材、その他(ニュージーランド材、北洋材、チリ材、ブラジル材)などの呼び方がある。

「顔の見える林業」としての家づくり

森林所有者から大工・工務店等住宅生産者までの関係者が一体となって取り組む、消費者の納得する家づくり。

香川さわやかロード

地域住民団体等が自発的意志のもとで香川県が管理する道路を養子として引き取り、一定区間の清掃、緑化等の維持管理を行う取り組み。

県は市町の協力を得て、この取り組みに対して支援を行っている。

香川の保存木

郷土の景観や地域のシンボルとして貴重な古木・巨樹を「香川県における樹木の保存に関する要綱」に基づき指定しているもの。

(平成27年3月末現在122件)

かがわの森 アンテナショップ

県産木材の利用を促進するため、県産木材及び県産木材製品の展示・販売、PR等を行う施設。サンポート高松のかがわプラザに設置し、運営している。

かがわフォレスター

県民参加による森づくり活動の推進役であり、ボランティアによる森づくり活動や地域の森林を活用した小・中・高校生の総合学習などの支援者・リーダー。

かがわ山の日

県民共有の財産である森林を守ることの重要性について理解と関心を深め、森づくり活動への積極的な参加を呼びかけるため、平成21年に県が関係団体と共同で、毎年11月11日とすることを「かがわ山の日」として宣言したもの。

本県独自の「山の日」であり、県では、この日に合わせて県植樹祭や森づくり関連イベントを実施している。

香の川創生事業

香川県内において河川の流域全体で、行政・地域住民等が一体となって、水環境を保全・創出するための活動に取り組む事業。

環境影響評価制度

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適切な環境配慮を行い、開発事業をより環境負荷の小さいものに行うとする制度。法律と条例に定められた一定規模以上の道路や空港、住宅地の造成などについて環境影響評価の実施が義務付けられている。

間伐

成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き伐りして、立木の密度を調整し、樹木の生長や下層植生の生育を図る作業。

木の駅

「木の駅プロジェクト」のこと。林家等がみずから間伐を行って、軽トラックなどで間伐材を搬出し、地域住民やNPO等から成る実行委員会等が地域通貨で買い取って、チップ原料やバイオマス燃料として販売する取組み。

グリーン・ツーリズム

農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自然や文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと。

KFVN(香川森林ボランティアネットワーク)

森林づくり活動へ直接参加したいという意欲のある18歳以上のボランティアを登録し、その活動を支援しているという「香川県森林ボランティア登録制度」のこと。

県産木材認証制度

県内で生産・加工された木材であることなどを証明する制度。

県植樹祭

緑の大切さ、重要性に対する県民の理解を深めるため、県が昭和30年から毎年実施している植樹行事。

原木シイタケ

コナラ、クヌギ等の原木(0.9~1mの長さに切った木)にシイタケの菌を植えて栽培したもの。

これに対し、おがくずやチップ等の基材に水と添加物を加えて、容器に詰めた後にシイタケの菌を植えて栽培を行うものを菌床シイタケという。

県民参加の森づくり

県民参加の植林や竹林の整備等の森づくりの行事や暮らしの中で木材製品を利用すること。

県民がふれあうことのできるみどりの面積

都市公園や港湾緑地、森林公園のみどりと、フォレストマッチングや里山オーナー制度、森林ボランティア等の活動する森林を合わせたもの。

公益的機能

森林が持っている機能のうち広く一般に役立つもの。水資源の涵養や山地災害の防止、二酸化炭素の吸収源、生物多様性の保全、快適な環境を形成する機能など。

公共施設緑化基準

県が設置または管理する学校、公営住宅、庁舎等の公共施設について、緑化を行う場合の基準で、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づき定められている。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する予定のない土地。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械のことで、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、スイングヤーダなどがある。

孤立丘(ビュート)

メサ状地形の浸食がさらに進むと、山頂部の平坦部がわずかで急な斜面が多くなり、おむずび型の孤立丘となる。これをビュート(ビュート状地形)といい、讃岐平野に点在している。讃岐富士と呼ばれる飯野山が有名。

溶岩台地(メサ)参照

コンテナ苗

根巻きを防止できる容器で育苗した根鉢付き苗で、根に土がついている根鉢の状態で植栽することなどから、植栽後の活着率が高く、植栽時期の幅を広げることができる苗。

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

作業システム

作業システムとは、木材生産現場における、立木の伐倒、林外への搬出、トラック積み込みまでの一連の作業プロセスを対象とした、作業と機械と人の有機的な組合せ。

里山オーナー制度

居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて、地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林（里山林）について、一定の利用料を支払いオーナーになる制度。楽しみながら森づくりを体験できるもので、伐採した木を利用して原木きのこ（シイタケ、ナメコ類）の栽培ができたり、自然の材料を使ったクラフトづくりが楽しめる。

砂防

荒廃した箇所には砂防えん堤や護岸工といった設備をつくり、未然に土砂災害の発生を防止すること。

山地災害危険地区

山地において発生する山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等の土砂災害、地すべりにより、公共施設または人家に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形、地質等から危険度が一定基準以上の箇所。

CSR (Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任のこと。企業が利益を追求し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が果たすべき責任のこと。

CLT (Cross Laminated Timber)

直行集成板のこと。ひき板又は小角材を繊維方向が平行となるように並べて接着したものを、次に繊維方向を直角にして積層接着し3層以上の構造を持たせた材。

四国のみち（四国自然歩道）

四国4県が昭和56年から整備した全長1,545.6kmの長距離自然歩道で、四国霊場をはじめ各地に点在する身近な自然や歴史に親しみながら、歩いて四国を一周することができる。

県内コースは、全28コースで総延長は約270kmである。

自然海浜保全地区

自然海浜の環境を保全し、適正利用を図るため、瀬戸内海の内海海浜地およびこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、岩礁など自然の状態が維持されているもの、または海水浴、潮干狩りなど公衆に利用されることが適当なものを「香川県自然海浜保全条例」に基づき指定しているもの。

（平成27年3月末現在23箇所）

自然環境保全地域

優れた天然林やこれと一体となって自然環境を形成している地域、地形や地質が特異であり、または特異な自然の現象が生じている区域、その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原または河川の区域、希少あるいは固有な野生動植物が生息、または生育している区域を「香川県自然環境保全条例」に基づき指定しているもの。（平成27年3月末現在4地域）

自然記念物

植物、地質、鉱物等で、住民に親しまれているもの、由緒のあるものまたは学習的価値のあるもののうち、その周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成しているものを「香川県自然環境保全条例」に基づき指定しているもの。（平成27年3月末現在55件）

事前協議制度

「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」の規定により、森林法の地域森林計画の対象となっている民有林については0.1ヘクタール以上、それ以外の土地については1ヘクタール以上の土地開発行為を行う前に、知事との協議を義務付けている制度。

自然公園

わが国のすばらしい自然の風景地や生物多様性の保護・保全のため、また、野外レクリエーション・自然体験活動の場として区域を定めて指定されるもの。国が指定する国立公園（海域公園を含む）、国が都道府県の申出により指定する国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園の3種類がある。

本県には、瀬戸内海国立公園と大滝大川県立自然公園がある。

指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運用を図ることを目的として創設された制度で、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる制度。

住区基幹公園

近くの住民が利用する都市公園。

集落機能

集落における農林地や共用施設等の共同管理、集落運営、生活互助などをいう。農山村地域における過疎化や高齢化の進行により、こうした機能が低下し、地域の農地や山林、農業用施設などの管理ができず、農山村の持つ多面的機能の低下が危ぶまれている。

樹勢回復

土壌などの環境の改善や腐朽部の処置などを行い、弱ってきた樹木を健全な状態に戻すこと。

樹木医

（一財）日本緑化センターが実施する樹木医資格審査に合格した、樹木の診断や治療、保護・育成並びに樹木保護に関する知識の普及および指導を行う専門家。

平成26年12月1日現在の県内の樹木医は27名。

人工林

人工造林など人の手により更新され、成立した林のこと。これに対し、自然の力により更新され、成立した林を天然林という。

親水性

海や河川、ため池などの水辺において、水と親しみふれあえること、あるいはその程度。

森林管理道

森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備する林道。

森林空間利用

散策や森林浴、レクリエーション、スポーツ、自然観察、環境学習などによる森林の利用のこと。

森林組合

森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。

森林組合には、森林所有者を組合員とする森林組合および生産森林組合のほか、森林組合を会員とする森林組合連合会がある。森林組合などの作業班員と表現する場合は、香川県森林組合連合会の作業班員を含む。

森林経営計画

森林所有者等が自己の所有する山林、または委託を受けた森林について、森林法の規定に基づき作成する計画。市町村長に認定を求めることができる。この計画には、森林経営の長期の方針や森林施業に関する計画を記載する必要がある。

森林作業道

間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため、整備する林業機械の走行を想定した簡易な構造の道。

森林情報システム

森林の状況や治山、林道、県営林、保安林の台帳など、森林に関する各種情報をデータベース化したもの。

森林施業プランナー

所有面積が小規模な森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった森林施業計画（森林経営計画）の作成の中核を担う人材。

森林総合監理士

森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村森林整備計画の策定等の市町村行政を技術的に支援する人材。

森林病虫害等

樹木または林業種苗に損害を与える害虫や樹木の病気などをいう。松枯れの原因となる松くい虫をはじめ、マツケムシなどの害虫類、病原菌類、病原ウイルスのほかに林野火災なども含まれる。

森林保険

森林保険法に基づき、国立研究開発法人森林総合研究所が保険者となり、森林所有者を被保険者として、火災、気象災、噴火災により森林に発生した損害を補てんする保険。

水源の涵養

森林などにおいて、土壌に雨水を貯留し、ゆっくりと流出させることで、河川に流れる水量を安定させる機能のほか、雨水が土壌に浸透・通過することにより水質を浄化する機能。

生態的な回廊

移動性の高い野生動物が移動できるように動物の生息・生育拠点区域の間を連続的につなぐ回廊状の生息・生育空間。

施業の集約化

森林組合などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行い、コストダウンを図ることが可能となる。

全国育樹祭

継続して森を守り育てることの大切さを普及啓発するため、昭和52年から、皇族殿下を迎え、国土緑化推進機構と開催県の共催で毎年秋季に開催される行事。

た

竹パウダー

伐採した竹を粉砕機等で細かくしてパウダー状にしたもの。農地の土壌改良剤などとして使用される。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川景観を保全・創出するための川づくり。

多面的機能（多面的な機能）

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農山漁村で行われる農林水産業の営みにより生じるさまざまな機能。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表や大気の色度が追加的に上昇する現象。

治山、治山施設

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つ。

森林法に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業と、地すべり等防止法に規定する保安林等の存する地域で行う地すべり防止工事等の事業をあわせたもの。

治山事業のために設置される治山ダム、土留、水路、落石防護柵などの人工的な施設や構造物を治山施設という。

治水・利水

治水は洪水・高潮などの水害や、地すべり・土石流・急傾斜地崩壊などの土砂災害から人間の生命・財産・生活を防御すること。利水は河川や河川に伴う遊水地、湖沼などから水を引き、その水を利用すること。河川等の整備にあたって必要とされる機能である。

抵抗性のあるマツ

松くい虫被害の発生が激しい林分から健全な個体を選抜して検定し、生産されたマツ。やや枯れにくいだが、どれくらい抵抗性を持っているかは不明である。

天然記念物

文化財保護法、または香川県文化財保護条例に基づいて指定された、学術上貴重な動物・植物および地質・鉱物。

天然林

人工林を参照。

特用林産物

きのこ、くり、わらび、ぜんまい、たけのこ、炭などの森林や原野から産出される産物で、木材以外の林産物の総称。

都市公園

国や地方自治体が良好な都市環境を創出するため、都市公園法に基づき設置した公園。

近くの住民が利用する住区基幹公園、丸亀総合運動公園などの運動公園、栗林公園のように歴史的に由緒のある歴史公園、琴弾公園のような景勝地である風致公園、香東川公園や土器川公園のような都市緑地、国営讃岐まんのう公園のような国営公園などに分類される。

どんぐり銀行

どんぐりを集めて苗木として払い戻すといった緑化活動のほか、県民参加による森づくり活動や、自然観察等を通じた森林体験により、県民に積極的に森づくりに携わってもらおうという活動。

な

ナラ枯れ

カシノナガキクイムシがナラ・カシ類等の幹にせん入して、体に付着したナラ菌を樹体内に大量に持ち込むことにより、ナラ・カシ類の樹木が集団的に枯死する現象であり、樹木の伝染病。

昭和初期から被害の報告はあるが、平成 14 年度以降特に増加しており、平成 23 年 3 月末までに全国の 29 都道府県で被害の報告がある。

農業振興地域整備計画

県が指定した「農業振興地域」が存在する市町が定める計画。地域内に今後とも長期にわたり農業上の利用を図る「農用地域」を設定する。

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、国は「農用地等の確保等に関する基本指針」を定め、県は当該指針に即して「農業振興地域整備基本方針」を定めるとともに「農業振興地域」を指定する。

農地転用許可制度

優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図る

観点から、農地を立地条件等により区分し、開発を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、資産保有目的等での農地取得を認めないこととする、農地法に基づく制度。農地転用とは、耕作の目的に供さない土地にすること。対象となる農地には、現に耕作されていない場合でも、耕作しようとするればいつでも耕作可能な農地（不耕作地等）も含まれる。

は

パートナーシップ事業

県民と行政が協働して河川や海岸の環境美化、保全等を図る活動。地域住民などの団体（パートナー）が自発的に、県が管理する河川や海岸の一定区間で、清掃などの美化・愛護活動等を実施し、県と市町はその活動に対して支援を行っている。河川を対象とした「リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業」と海岸を対象とした「「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業」がある。

搬出間伐

成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き伐りして、立木の密度を調整し、樹木の生長や下層植生の生育を図る間伐で、伐採された木を利用目的で林外に搬出する作業。

伐倒駆除

松くい虫やナラ枯れ等の被害木を、被害拡大防止のために伐採し、破砕あるいは薬剤散布等を行うことにより被害木内の害虫を駆除すること。

ヒートアイランド現象

事業所や家庭用冷暖房、自動車などからの熱エネルギーの放出、ビル・舗装道路等による地面の被覆、下水道の発達などによって、水分の蒸発散量が減少し、地表温度や気温が上昇する都市部特有の現象。

干潟

海岸部に発達する砂や泥により形成された低湿地であり、潮の満ち引きにより、陸地と海面下になることを繰り返す地形。砂浜と比べ、波浪の影響が少なく、勾配が緩やかで、土砂粒径が小さく、生物相が多様な平坦地形である。

フォレストマッチング

森づくりに関心のある企業・団体と県、地元市町等が協働の森づくり協定を締結し、企業等の社員等の参加と経費負担により、森林整備を進める取組み。

風致公園

琴弾公園のような景勝地である都市公園。

文化財保護指導委員

文化財について、随時、巡視を行い、所有者などに対し文化財の保護に関する指導および助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動をする者。

(平成 27 年 3 月末現在 47 人)

壁面緑化

屋上緑化を参照。

保安林

公益上の目的を達成するため、森林法に基づいて、農林水産大臣または知事が指定した森林。

水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致の 17 種類があり、森林の施業や開発行為に一定の制限が課せられている。

穂先タケノコ

2メートル程度に伸びてきた竹の先端を伐採し、食用にするもの。

ま

松くい虫被害

マツノマダラカミキリにより媒介されるマツノザイセンチュウが引き起こすマツ類の樹木の集団的な枯死の現象のこと。

みどりの SOS 相談事業

樹木医の資格を持つ県職員が、みどりに関係する各種イベントにおいて、緑化相談や樹木の治療相談等に応じる事業。

みどりの巡視員

自然環境の保全を目的に、自然環境保全に熱意を有し、その業務の遂行に必要な資質を有する者に委嘱し

ており、巡視の対象は主に森林、県条例で定める県立自然公園、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物、自然海浜保全地区等である。

みどりの生涯学習制度

森林・林業・木材に関する環境教育の拡充により、みどりを守り、育てる人材を育成するもの。

みどりの保全協定

「みどり豊かでうおいのある県土づくり条例」に基づく事前協議が必要な土地開発行為のうち、①土石の採取または鉱物の掘削行為、②法高 20m 以上または法面積 2,000 m²以上の法面が形成される土地開発行為、③その他特に緑化が必要な土地開発行為を行う場合に、開発跡地の緑化を確実にを行うことを保証するために、あらかじめ知事と土地開発協議者が結ぶ協定。

緑の少年団

緑を愛し、緑を守り、育てる心を養うことを目的に活動する少年たちの自主的団体。

緑の募金

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って行う寄附金の募集。寄附金は森林整備等の推進に用いる。

民有林

国有林以外の森林。所有者別に都道府県有林や市町村有林などの公有林と私有林がある。

木育

木と関わることで、木に対する親しみや理解を深めることにより木を生活に取り入れたり、自ら森づくりに貢献する人の育成を目指す活動。

木質バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもののうち、樹木に由来するもの。

藻場

内湾や浅瀬に海藻等が濃密に茂っている場所。魚介類の産卵場所や幼稚魚の生息場所として重要であり、水質浄化などの効果もある。

溶岩台地（メサ）

メサ（メサ状地形）は、山頂部が平坦な台状（テーブル状）の地形で、県内では屋島が有名。この地形は、上部に硬岩、下部に軟岩があり、軟岩の浸食が進み硬岩が足下をすくわれるように崩れ落ちて急崖ができあがったと考えられている。

利水

治水・利水を参照。

リフレッシュ「香の川」パートナーシップ

県民と行政が協働して、河川の環境美化、保全等を図る活動。地域住民などの団体（パートナー）が自発的に、県が管理する河川の一定区間で、清掃などの美化・愛護活動等を実施し、県と市町はその活動に対して支援を行っている。

緑地環境保全地域

香川県自然環境保全条例に基づき、市街地またはその周辺にあるこれらの区域およびこれと一体となって自然環境を形成している区域で、その区域を保全することが地域の良好な生活環境の確保に役立つ地域として指定しているもの。（平成23年3月末現在5地域）

緑化技術マニュアル

「みどり豊かでうおいのある県土づくり条例」に基づき制定された「香川県公共施設緑化基準」により公共施設の緑化を行う場合等の指針。

林業専用道

間伐をはじめとする森林施業のため、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備する林道。

林業労働力確保支援センター

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、事業主が一体的に行う雇用管理の改善および事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより、林業労働力の確保を図ることを目的として、知事の指定を受けた一般社団法人または一般財団法人。

林業研究グループ

森林所有者等で構成され、森林づくりの技術や経営改善、地域づくりや交流など森林・林業にかかわる活動を行う自主的なグループ。

林地開発許可制度

森林法の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超えて開発行為（土石の採掘、宅地造成等土地の形質を変更する行為）を行う場合に、あらかじめ知事の許可を義務付けている制度。許可の要件は、①災害を発生させるおそれがないこと、②水害を発生させるおそれがないこと、③水の確保に著しい支障がないこと、④環境を著しく悪化させないことの4条件である。

齢級

齢級は、林齢を5年ごとにひとくくりにしたもの。林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

林齢は、森林が成立してからの年数。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後2年生、3年生と数える。

歴史公園

栗林公園のように歴史的に由緒のある都市公園。

路網

植栽や立木の伐採などの森林の整備や利活用を効率的に行うための林道、林業専用道、森林管理道、作業道などの道の総称。

2 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例 (H 14. 4. 1 施行)

平成 14 年 3 月 27 日
香川県条例第 2 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 緑化の推進とみどりの保全に関する施策
 - 第 1 節 緑化推進等基本計画 (第 6 条)
 - 第 2 節 緑化の推進とみどりの保全に関する基本的考え方 (第 7 条—第 12 条)
 - 第 3 節 緑化推進地域 (第 13 条—第 15 条)
 - 第 4 節 土地開発行為の事前協議等 (第 16 条—第 24 条)
- 第 3 章 雑則 (第 25 条・第 26 条)
- 第 4 章 罰則 (第 27 条—第 30 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、狭あいな県土を有し、その森林等の占める割合が低く、高度な土地利用が行われている本県において、みどりが有する県土の保全、水資源のかん養、地球温暖化防止その他の公益的機能の重要性にかんがみ、県民の参加と協働の下、県土の計画的な緑化を推進するとともに、みどりを保全するために必要な土地利用の調整を行うことにより、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図り、もって快適な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木等の植物が生育する森林、農地、草地その他これらに類する土地が形成している環境をいう。
- (2) 土地開発行為 次に掲げる行為をいう。
 - ア 土石を採取し、又は鉱物を掘採すること。
 - イ 土砂等により土地を埋め立てること。
 - ウ ア及びイに掲げる行為のほか、土地の形質を変更すること。
- (3) 土地開発事業者 土地開発行為を自ら行い、又は他の者に行わせる者をいう。
- (4) 開発区域 土地開発行為を行う土地の区域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策について、県民及び事業者の理解を深めるため、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民及び事業者の責務)

第4条 県民及び事業者は、県が実施する緑化の推進とみどりの保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町との連携)

第5条 県は、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

第2章 緑化の推進とみどりの保全に関する施策

第1節 緑化推進等基本計画

第6条 知事は、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画（以下「緑化推進等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、緑化推進等基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、緑化推進等基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、緑化推進等基本計画の変更について準用する。

第2節 緑化の推進とみどりの保全に関する基本的考え方

(公共施設の緑化)

第7条 県は、その設置し、又は管理する道路、都市公園、学校、公営住宅、庁舎等の公共施設について、知事が定める基準により、緑化を行うものとする。

(民間施設の緑化)

第8条 事務所又は事業所の所有者又は管理者は、その敷地内において緑化に努めるものとする。

(地域の緑地の保全等)

第9条 県は、地域住民の交流を促し、地域に対する誇りや愛着を育むため、地域において象徴となる緑地を保全し、及び確保するものとする。

(水辺のみどりの保全等)

第10条 県は、水辺のみどりが多様な生物の生育環境や生息環境となっていることにかんがみ、水辺のみどりを保全し、及び確保するものとする。

(森林の保全等)

第11条 県は、森林の有する公益的機能を確保するため、森林を保全し、及び整備するものとする。

(農地の保全等)

第12条 県は、農地、ため池等がみどり豊かな生活空間や田園景観を形成していることにかんがみ、農地、ため池等を保全し、及び確保するものとする。

第3節 緑化推進地域

(緑化推進地域の指定)

第13条 知事は、緑化を推進することが特に必要であると認める土地の区域を緑化推進地域として指定することができる。

2 知事は、緑化推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項に規定する緑化計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

3 前項の場合においては、知事は、当該地域の区域内の土地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）から意見を聴くものとする。

4 知事は、緑化推進地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

5 第2項前段及び前2項の規定は緑化推進地域の区域の変更及び指定の解除について、第2項後段の規定は緑化推進地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(緑化計画の決定)

第14条 知事は、指定に係る緑化推進地域の区域内の土地所有者等が作成した緑化計画（緑化推進地域における緑化に関する計画をいう。以下同じ。）の案を審査し、緑化計画を決定する。

2 知事は、緑化計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

3 前条第2項前段及び前2項の規定は緑化計画の変更について、同条第2項前段及び前項の規定は緑化計画の廃止について、それぞれ準用する。

(緑化推進地域における緑化の推進)

第15条 緑化推進地域の区域内の土地所有者等は、緑化計画に基づき、当該区域内において緑化を推進しなければならない。

2 知事は、緑化推進地域の区域内の土地所有者等に対し、緑化の推進に関し必要な支援を行うことができる。

- 3 知事は、前項の規定により財政的支援を行う場合において、必要があると認めるときは、緑化推進地域の区域内の土地所有者等と緑化を推進するために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。

第4節 土地開発行為の事前協議等

(事前協議)

第16条 土地開発事業者は、次に掲げる土地開発行為を行おうとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

- (1) 開発区域に含まれる森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.1ヘクタール以上である土地開発行為
- (2) 開発区域の面積が1ヘクタール以上である土地開発行為(前号に掲げる土地開発行為を除く。)
- (3) 前2号に掲げる土地開発行為に相当する土地開発行為で規則で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げる土地開発行為には適用しない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可に係る土地開発行為(森林法第10条の2第1項の許可に係る土地開発行為を除く。)
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の許可に係る土地開発行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う土地開発行為
- (4) 軽易な土地開発行為その他の規則で定める土地開発行為

3 土地開発事業者は、第1項の規定による協議をしようとするときは、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。この場合において、土地開発事業者は、当該協議に係る土地開発行為を行うにつき法令等の規定により許可、認可その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)を要することとされているときは、当該協議書を当該許認可等に係る申請等の手続に先立ち提出するよう努めなければならない。

(開発計画の審査等)

第17条 知事は、前条第1項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る土地開発行為に関する計画(以下「開発計画」という。)が、県土の保全、水資源のかん養その他のみどりの公益的機能を保全するための基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その審査結果その他の規則で定める事項を記載した書面(以下「協議終了通知書」という。)を当該協議を行った土地開発事業者に交付するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査に当たっては、関係市町長の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定により協議終了通知書を交付したときは、関係市町長にその旨を通知するものとする。

4 知事は、第1項の基準を定めたときは、これを公表するものとする。

(変更協議等)

第18条 協議終了通知書の交付を受けた土地開発事業者（以下「土地開発協議者」という。）は、開発計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が軽微な変更その他の規則で定める変更であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による協議をしようとする土地開発協議者は、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る開発計画が前条第1項の基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その審査結果その他の規則で定める事項を記載した書面（以下「変更協議終了通知書」という。）を当該協議を行った土地開発協議者に交付するものとする。
- 4 第16条第3項後段の規定は第2項の規定による協議書の提出について、前条第2項の規定は前項の規定による審査について、同条第3項の規定は前項の規定による変更協議終了通知書の交付について、それぞれ準用する。
- 5 土地開発協議者は、第1項ただし書に規定する変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(行為の制限)

第19条 土地開発事業者は、第17条第1項の規定による協議終了通知書の交付を受けなければ、第16条第1項各号に掲げる土地開発行為を行ってはならない。ただし、当該土地開発行為が同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 2 開発計画の内容の変更（前条第1項ただし書に規定する変更を除く。）をしようとする土地開発協議者は、当該変更に係る同条第3項の規定による変更協議終了通知書の交付を受けなければ、当該変更に係る土地開発行為を行ってはならない。

(土地開発行為の着手の届出等)

第20条 土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為に着手したときは、当該着手の日から5日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為を完了したときは、当該完了の日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前2項の規定による届出があった場合において、みどりの保全を図るために必要があると認めるときは、当該土地開発協議者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(土地開発協議者の緑化義務)

第21条 土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為を行うときは、当該開発区域において適切な緑化を行わなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、土地開発協議者と開発計画に係る開発区域のみどりの保全を図るために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。

(命令)

第22条 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、土地開発行為を停止し、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 第19条第1項又は第2項の規定に違反して土地開発行為を行った土地開発事業者
- (2) 詐欺その他の不正の行為により協議終了通知書又は変更協議終了通知書（以下「協議終了通知書等」という。）の交付を受けて土地開発行為を行った土地開発事業者

(公表)

第23条 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する土地開発事業者
 - (2) 協議終了通知書等に記載された事項と異なる土地開発行為を行った土地開発事業者
- 2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べられる機会を与えなければならない。

(立入検査等)

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地開発協議者に対し、開発計画に係る土地開発行為の状況について報告を求め、又はその職員に、事務所その他の事業場に立ち入り、当該土地開発行為の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 雑則

(許認可等に対する配慮)

第25条 知事は、土地開発協議者が開発計画に係る土地開発行為を行うにつき法令等の規定により許認可等を要することとされている場合において、当該許認可等の権限を有するときは、協議終了通知書等の内容を配慮して当該許認可等を行うものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第27条 第22条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第 28 条 第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して土地開発行為を行った者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 29 条 第 24 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 [略]

3 香川県環境基本条例 (H 7.4.1 施行)

平成7年3月22日
香川県条例第4号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等(第8条―第10条)

第2節 環境の保全のための施策(第11条―第20条)

第3節 地球環境の保全の推進等(第21条)

第3章 環境の保全に関する施策の推進(第22条―第23条)

附則

私たちのふるさと香川は、「玉藻よし讃岐の国は国柄か見れども飽かぬ」と万葉集にも詠まれたように、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海をはじめ、緑の山々が連な讃岐山脈、ため池や鎮守の杜などが点在する讃岐平野など、豊かな環境に恵まれ、また温暖で少雨という瀬戸内海沿岸に特有の気候を有している。このような自然条件の下、特色ある産業や文化がはぐくまれ、私たちは、生活を営んできた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量消費などを伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球全体の環境までにも影響を及ぼすに至っている。

もとより、私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その環境を守り、より質の高いものとして将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このため、私たちは、狭い県土において高度な土地利用が行われているという本県の特性を考慮しながら、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築に向け、互いに協力し、不断の努力により、自主的かつ積極的に環境の保全に取り組む必要がある。

ここに、県下すべての人々の参加により、人と自然とが共生する田園都市にふさわしい潤いと安らぎに満ちた快適な環境を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動より環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行わなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止その他の環境への負荷の低減又は自然環境の適正な保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市町との連携)

第7条 県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、多様な自然環境の保全、緑の創出等を図ることにより、県民が自然と共生する豊かな環境を創造すること。
- (3) 身近な緑、水辺地等を保全し、及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境を保全するとともに、地域の特性を生かした美しい田園都市の形成を推進することにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれる潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図ることにより、地球環境の保全に資すること。

(香川県環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香川県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、本県の自然的社会的文化的な環境の特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たり、あらかじめ、香川県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(香川県環境白書)

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するとともに、県民に環境の状況及び県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、毎年度、香川県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2節 環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他のこれらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規則の措置等)

第13条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 公害の原因となる行為その他の人の健康の保護又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
 - (3) 公害を防止するために必要な土地利用に関する合理的な利用の調整を図る措置
- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(技術的助言その他の必要な措置)

第14条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民に対し、技術的助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び希少な野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 県は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、本県の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第17条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第18条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化に関する活動、生活排水の浄化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 県は、第17条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第20条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。

3 県は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に資するため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進等の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地球環境の保全の推進等

第21条 県は、県及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、その推進を図るものとする。

2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境の保全に関する施策の推進

(環境の保全に関する施策の調整等)

第22条 県は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な実施に当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市町及び民間団体等との協力体制の整備)

第23条 県は、市町及び民間団体等と共に、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

附則 [略]

4 平成26年度県政モニターアンケート調査結果の概要

【調査概要】

- 調査時期 平成26年7月18日～平成26年8月1日
- 調査対象 県内在住の15歳以上の県政モニター254名（男性 84名、女性 170名）
- 調査方法 インターネット及び郵送
- 回収状況 226名／254名＝89.0%
- 回答者内訳 性別：男性 76名、女性 150名
年代別：30代以下 79名、40～50代 81名、60代以上 66名

【前回（H22）調査概要】

- 調査時期 平成22年7月22日～平成22年8月4日
- 調査対象 県内在住の15歳以上の県政モニター395名（男性148名、女性247名）
- 調査方法 インターネット及び郵送
- 回収状況 314名／395名＝79.5%
- 回答者内訳 性別：男性 114名、女性 200名
年代別：30代以下 88名、40～50代 127名、60代以上 89名、年齢不明 10名

【前々回（H17）調査概要】

- 調査時期 平成17年8月5日～平成17年8月15日
- 調査対象 県内在住の15歳以上の県政モニター500名（男性197名、女性303名）
- 調査方法 インターネット及び郵送
- 回収状況 393名／500名＝78.6%
- 回答者内訳 性別：男性 158名、女性 235名
年代別：30代以下 144名、40～50代 137名、60代以上 112名

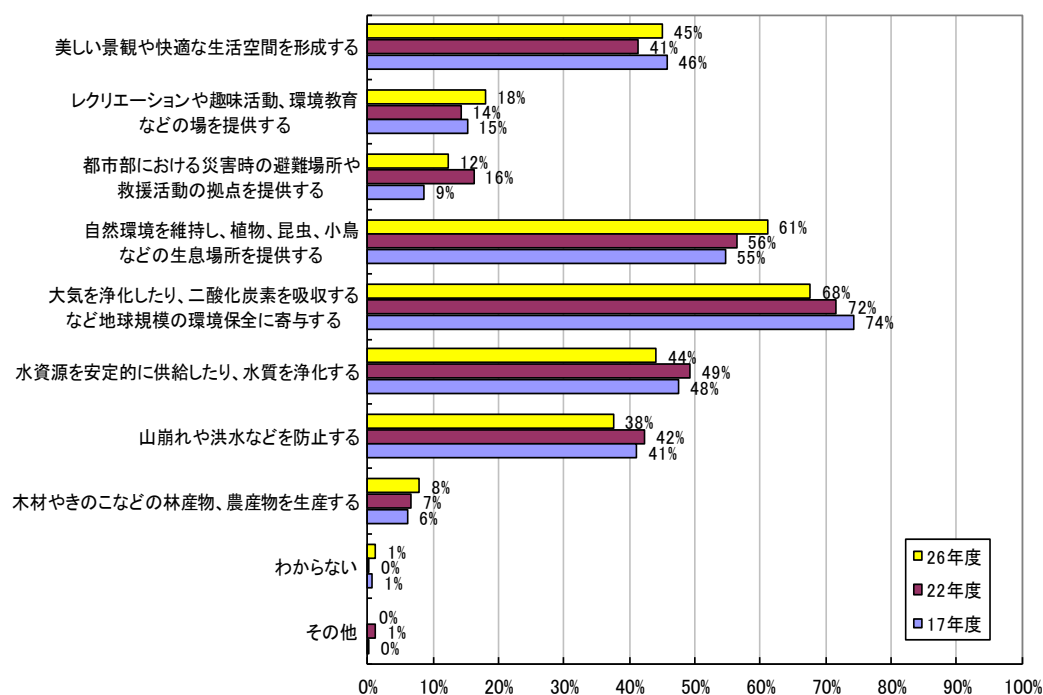
【みどりの保全と創造に関する調査結果の概要】

問1 みどりの役割について

特に重要と思うものを、10の答えの中から3つまで選択

「大気を浄化したり、二酸化炭素を吸収するなど地球規模の環境保全に寄与する」と答えた方が68%と最も多く、以下、「自然環境を維持し、植物、昆虫、小鳥などの生息場所を提供する」（61%）、「美しい景観や快適な生活空間を形成する」（45%）、「水資源を安定的に供給したり、水質を浄化する」（44%）、「山崩れや洪水などを防止する」（38%）の順となっている。

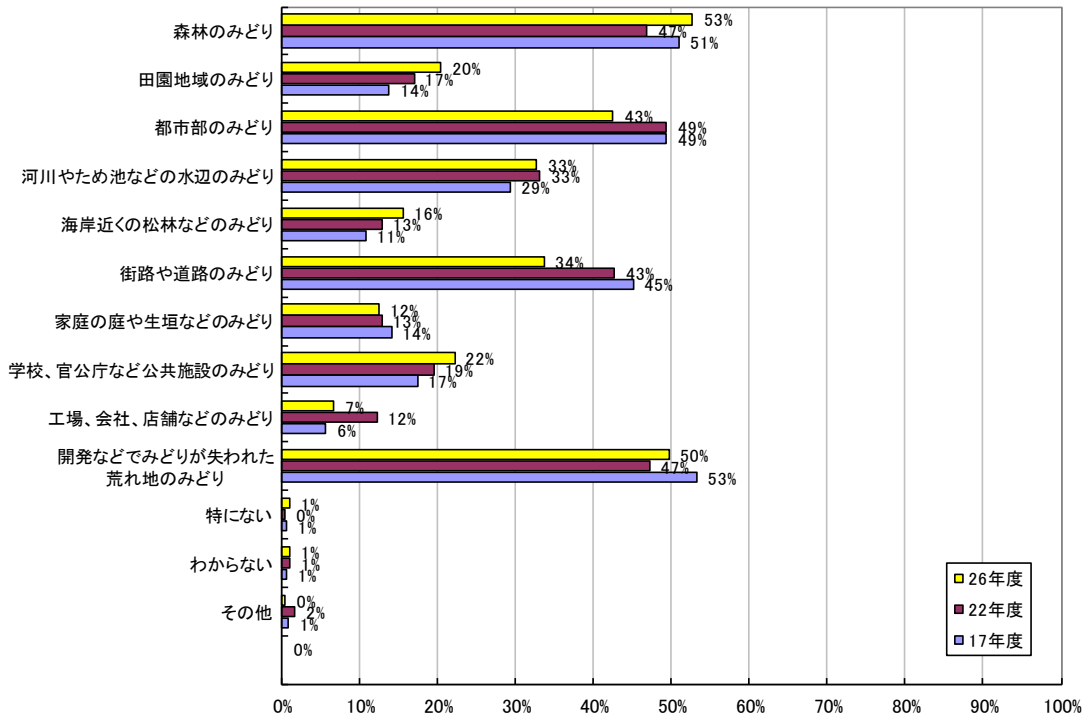
いずれの調査時も、この5項目を選択する割合は高い。



問2 緑化の必要な場所について

特にみどりを増やすことが必要と思う場所を、13の答えの中から3つまで選択

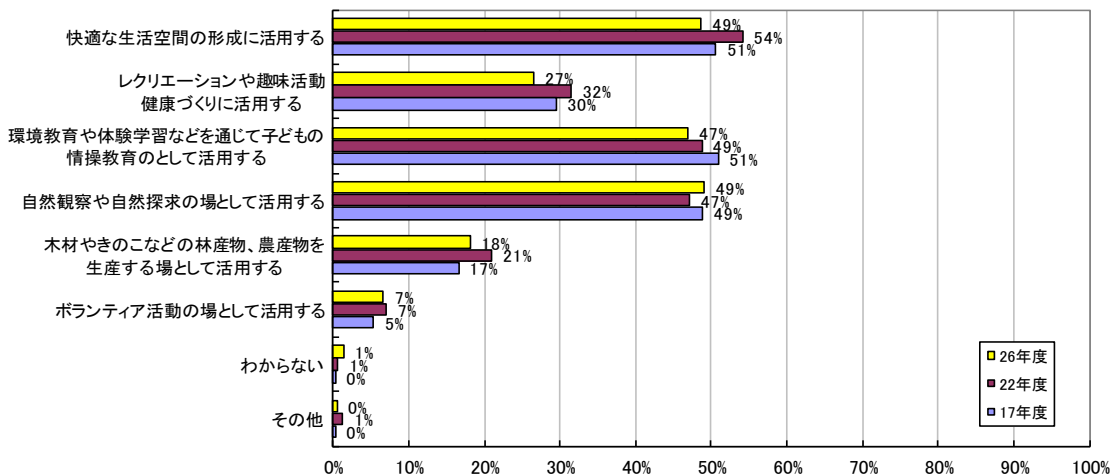
「森林のみどり」と答えた方が53%と最も多く、以下、「開発などでみどりが失われた荒地のみどり」(50%)、「都市部のみどり」(43%)、「街路や道路のみどり」(34%)の順となっている。いずれの調査時も、この4項目を選択する割合は高いが、「街路や道路のみどり」については若干減少傾向にある。



問3 みどりの活用について

生活の中にみどりをどのように取り入れたらよいと思うかについて、8つの答えの中から2つまで選択

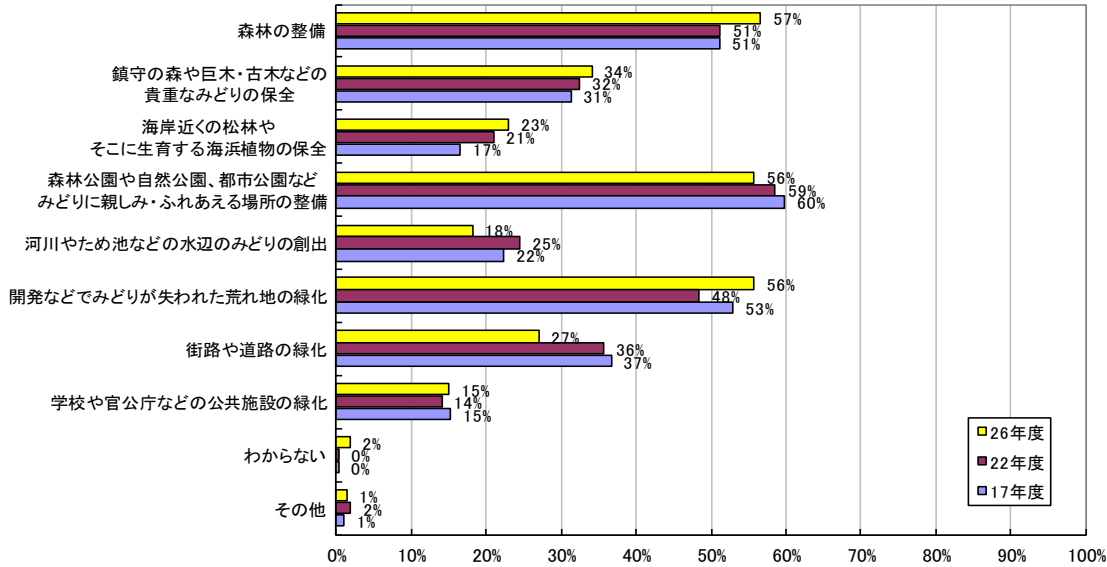
「快適な生活空間の形成に活用する」、「自然観察や自然探求の場として活用する」の選択割合は49%、「環境教育や体験学習などを通じて子どもの情操教育の場として活用する」の選択割合は47%となっており、いずれの調査時も、この3項目を選択する割合は高い。



問4 県や市町が実施すべき施策について

何が重要と考えるかについて、10の答えの中から3つまで選択

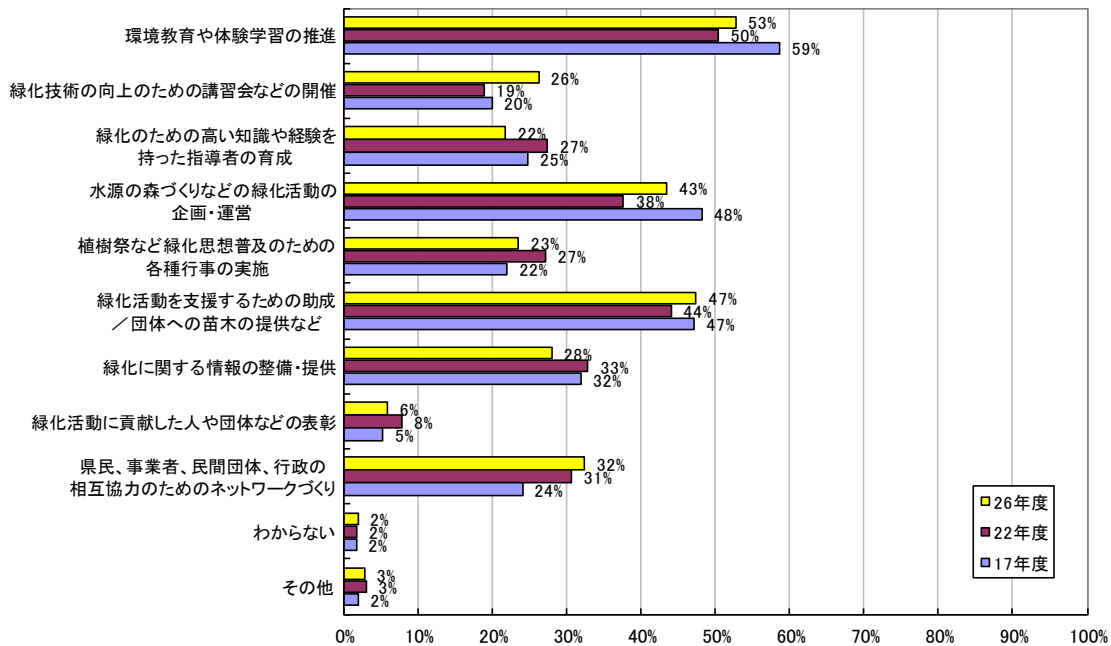
「森林の整備」と答えた方が57%と最も多く、以下、「森林公園や自然公園、都市公園などみどりに親しみ・ふれあえる場所の整備」(56%)、「開発などでみどりが失われた荒れ地の緑化」(56%)の順となっております、いずれの調査時も、この3項目を選択する割合は高い。



問5 県民一人ひとりの緑化活動を進めるための県や市町の役割について

どのようなことをする必要があると考えるかについて、11の答えの中から3つまで選択

「環境教育や体験学習の推進」と答えた方が53%と最も多く、以下、「緑化活動を支援するための助成／団体への苗木の提供など」(47%)、「水源の森づくりなどの緑化活動の企画・運営」(43%)の順となっております、いずれの調査時も、この3項目を選択する割合は高い。

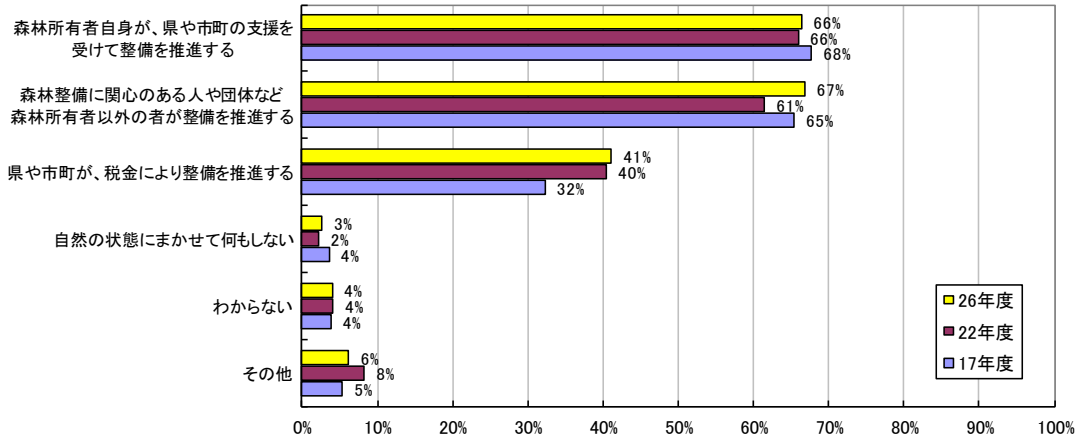


問6 手入れが行き届かない森林の整備について

手入れが行き届かない森林の整備をどのようにすべきと考えるかについて、6つの答えの中から2つまで選択

「森林整備に関心のある人や団体など、森林所有者以外の者が整備を推進する」と答えた方が67%と最も多く、以下、「森林所有者自身が、県や市町の支援を受けて整備を推進する」（66%）、「県や市町が税金により整備を推進する」（41%）の順となっている。

いずれの調査時も、「自然の状態にまかせて何もしない」の選択割合は低く、手入れが行き届かない森林については、整備が必要であると考えている方が多い。

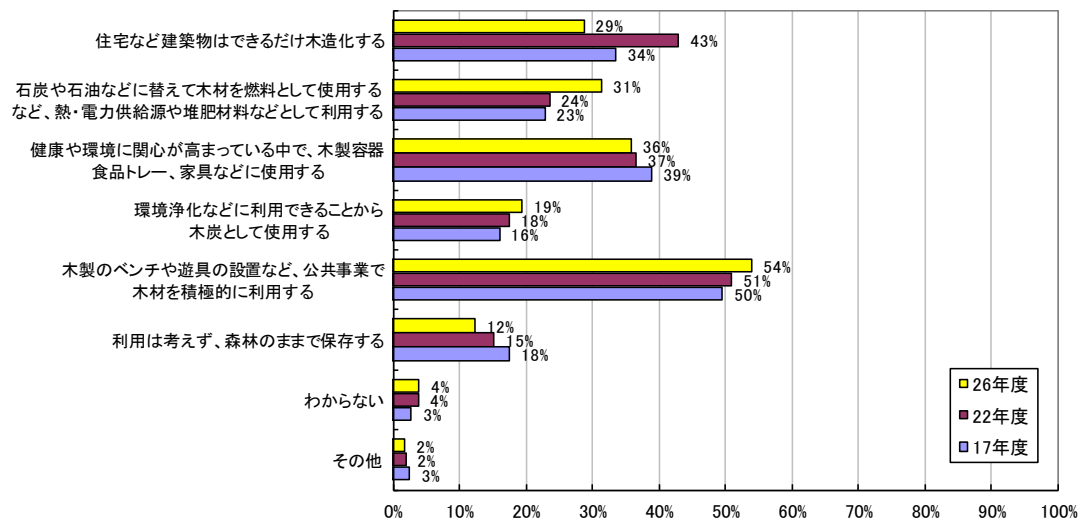


問7 地球温暖化防止に貢献する木材の利用について

木材の利用をどのように進めるかについて、8つの答えの中から2つまで選択

「木製のベンチや遊具の設置など、公共事業で木材を積極的に利用する」と答えた方が54%と最も多く、以下、「健康や環境に関心が高まっている中で、木製容器食品トレー、家具などに使用する」（36%）、「石炭や石油などに替えて木材を燃料として使用するなど、熱・電力供給源や堆肥材料などとして利用する」（31%）、「住宅など建築物はできるだけ木造化する」（29%）の順となっている。

いずれの調査時も、「木製のベンチや遊具の設置など、公共事業で木材を積極的に利用する」を選択した割合は高い。

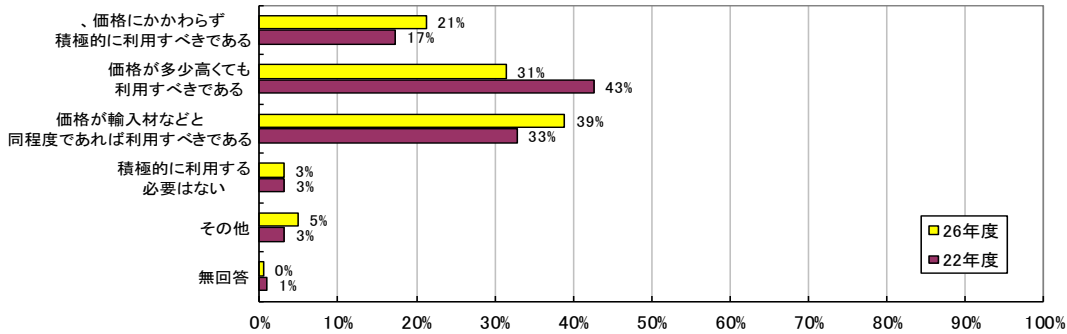


問8 県産木材の利用について

県産木材を住宅や公共施設等で利用することについてどのように思うかを、5の答えの中から1つ選択

「価格が輸入材などと同程度であれば利用すべきである」と答えた方が39%と最も多く、以下、「価格が多少高くても、利用すべきである」(31%)、「価格にかかわらず、積極的に利用すべきである」(21%)の順となっている。

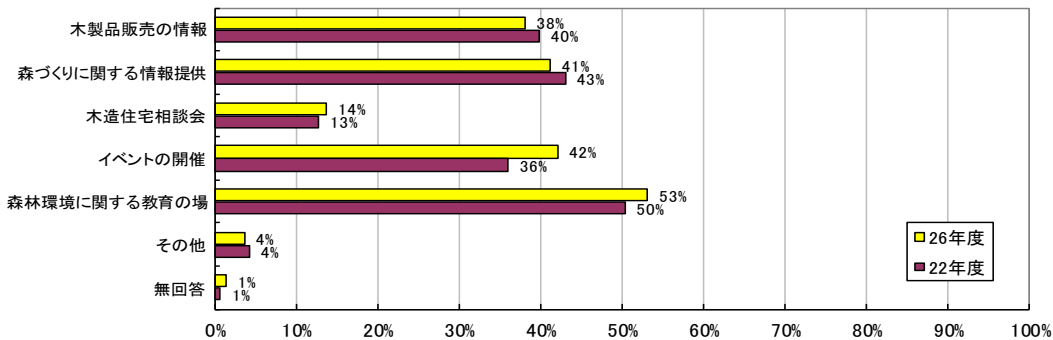
いずれの調査時も、「積極的に利用する必要はない」の選択割合は低く、県産木材については利用すべきであると考えている人が多い。



問9-1 「かがわの森 アンテナショップ」について

「かがわの森 アンテナショップ」に今後望むことを、6の答えの中から2つ選択

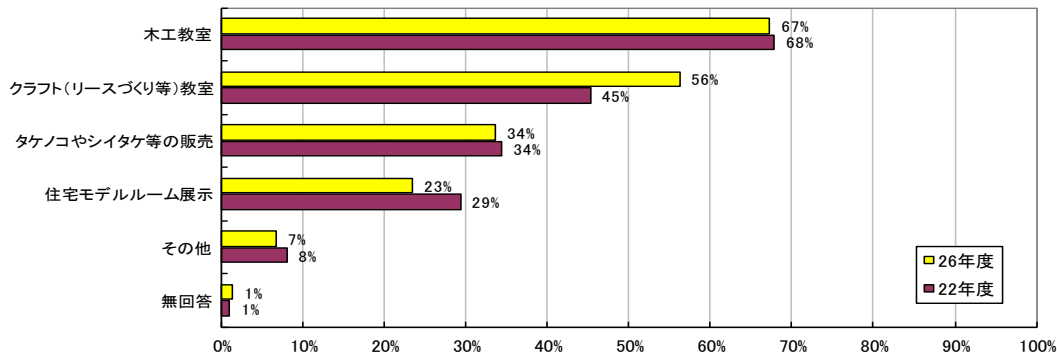
「森林環境に関する教育の場」と答えた方が53%と最も多く、以下、「イベントの開催」(42%)、「森づくりに関する情報提供」(41%)、「木製品販売の情報」(38%)の順となっており、いずれの調査時においても、この4項目を選択する割合は高い。



問9-2 「かがわの森 アンテナショップ」イベントについて

「かがわの森 アンテナショップ」で今後開催してほしいイベントを、5の答えの中から2つ選択

「木工教室」と答えた方が67%と最も多く、以下、「クラフト(リースづくり等)教室」(56%)、「タケノコやシイタケ等の販売」(34%)の順となっており、いずれの調査時も、「木工教室」などの体験型イベントを選択する割合が高い。

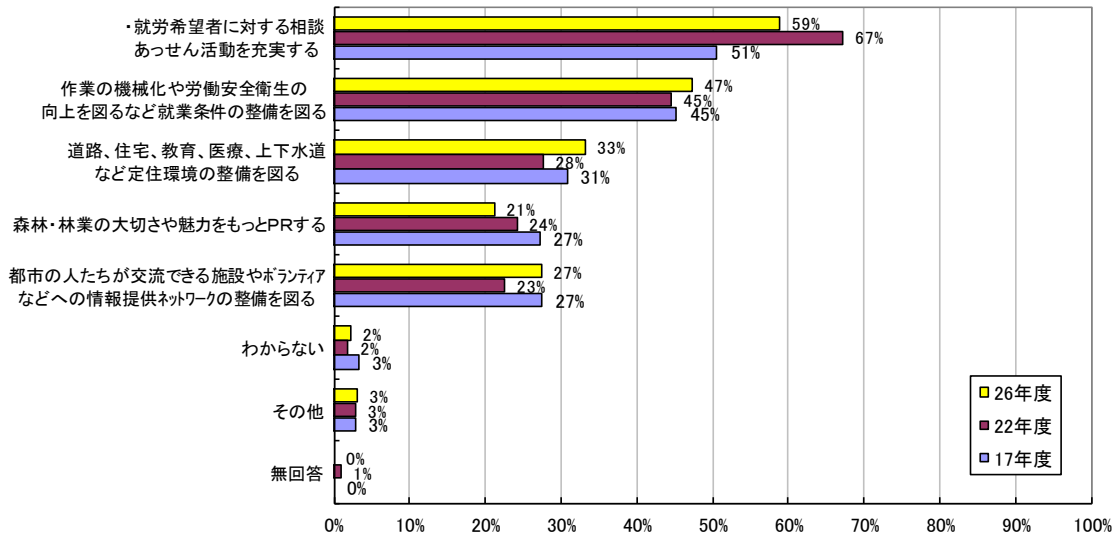


問10 中山間地域の活性化、林業の担い手の確保について

どのような対策を充実させるべきと考えるかについて、7つの答えの中から2つまで選択

「就労希望者に対する相談・あっせん活動を充実する」と答えた方が59%と最も多く、以下、「作業の機械化や労働安全衛生の向上を図るなど就業条件の整備を図る」(47%)、「道路、住宅、教育、医療、上下水道など定住環境の整備を図る」(33%)の順となっている。

いずれの調査時も、「就労希望者に対する相談・あっせん活動を充実する」、「作業の機械化や労働安全衛生の向上を図るなど就業条件の整備を図る」の2項目を選択する割合は高い。

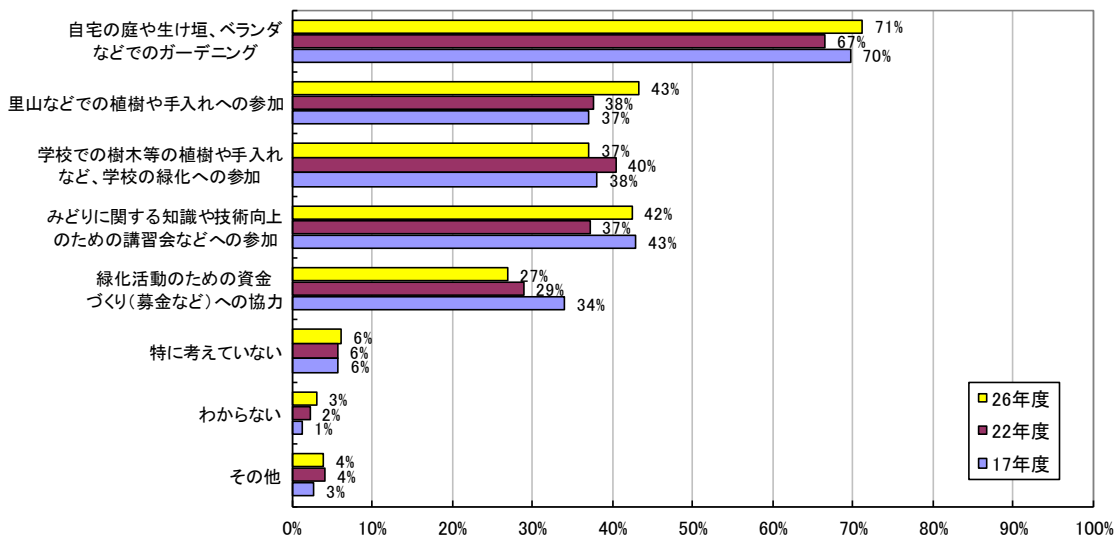


問11 緑化活動への参加などについて

今後行いたいと思う緑化活動を、8つの答えの中からいくつでも選択

「自宅の庭や生け垣、ベランダなどでのガーデニング」と答えた方が71%と最も多く、以下、「里山などでの植樹や手入れへの参加」(43%)、「みどりに関する知識や技術向上のための講習会などへの参加」(42%)、「学校での樹木等の植樹や手入れなど、学校の緑化への参加」(37%)の順となっている。

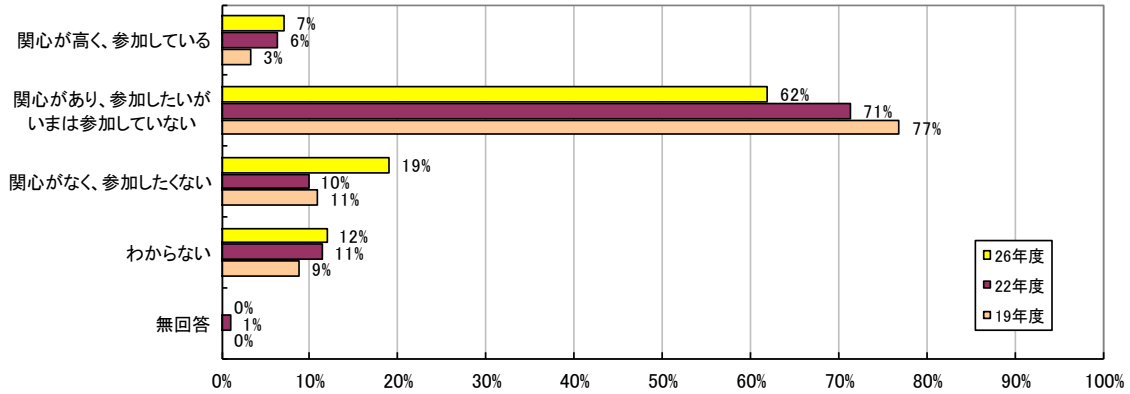
いずれの調査時も、この4項目を選択する割合は高い。



問12 森林ボランティア活動への関心について

森林の手入れのためのボランティア活動への関心について、4の答えの中から1つ選択

「関心があり、参加したいが、いまは参加していない」と答えた方が62%あり、また、「関心がなく、参加したくない」と答えた方の割合が前回より相当増加しており、森林ボランティア活動への関心の低下が懸念される。



問13 公益的機能を持つ森林の保全・整備のための新税の導入について

新税を本県にも導入すべきと考えるかについて、4つの答えの中から1つだけ選択

森林の保全・整備のための新税については、「導入すべきである」と答えた方は52%であり、いずれの調査時も、最も選択割合が高い。

